

## 第85回 定時株主総会招集ご通知

 「ネットで招集」はこちらから



<https://s.srdb.jp/7921/>

### 日時

2022年8月26日(金曜日)午前10時(受付開始 午前9時)

### 場所

東京都豊島区西池袋一丁目6番1号  
ホテルメトロポリタン 3階 富士の間

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、同封の「議決権行使書用紙」の郵送またはインターネットによる議決権の行使をご選択いただき、株主総会当日のご来場をお控えいただきますようお願い申し上げます。

### 決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役6名選任の件
- 第3号議案 当社株式の大量買付行為に関する  
対応策(買収防衛策)継続の件
- 第4号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件
- 第5号議案 退職慰労金制度廃止に伴う  
打ち切り支給の件

## 株主の皆様へ

株主の皆様におかれましては、日頃よりひとかたならぬご支援を賜りまして、心より厚くお礼申し上げます。ここに第85回定時株主総会の招集に際し、皆様にご通知申し上げます。

2022年5月期の連結業績は、ディスクロージャー関連事業の好調な推移および通訳・翻訳事業の大幅な回復などから、増収増益となりました。中期経営計画2023の最終年度となる2023年5月期も、引き続き業績の向上に努めてまいります。

当社グループの各事業は、機密性・秘匿性が高い情報を取り扱う公益性の高いものであり、買収防衛策の継続につきましては、株主共同の利益を確保するため本株主総会へ上程いたしました。創業70周年を迎え、これからも専門知識を活かして社会の公器としてあり続け、着実に前進してまいりますので、何卒議決権のご行使のほど、お願い申し上げます。

2023年5月期の配当につきましては、2022年5月期に実施した記念配当4円に続き、剰余金の配当等に関する当社基本方針に基づき1株当たりの年間配当金は70円（中間配当35円、期末配当35円）と増配を予定しております。

株主の皆様におかれましては、引き続きご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

2022年8月4日

東京都豊島区高田三丁目28番8号  
株式会社TAKARA & COMPANY  
代表取締役社長 堆 誠一郎



# 第85回定時株主総会招集ご通知

記

日 時 2022年8月26日（金曜日）午前10時（受付開始 午前9時）  
場 所 東京都豊島区西池袋一丁目6番1号 ホテルメトロポリタン3階 富士の間

▶ 会場ご案内図は「ネットで招集」をご覧ください。

## 目的事項 報告事項

- (1) 第85期（2021年6月1日から2022年5月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- (2) 第85期（2021年6月1日から2022年5月31日まで）計算書類報告の件

## 決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役6名選任の件
- 第3号議案 当社株式の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）継続の件
- 第4号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件
- 第5号議案 退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件

## 事前の議決権行使のご案内

当日ご出席されない場合は、郵送またはインターネット等の電磁的方法により議決権をご行使いただくことができます。本年の株主総会では、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、株主の皆様におかれましては、事前の議決権行使の方法をご選択いただき、株主総会当日のご来場をお控えいただきますようご理解、ご協力のほどお願い申し上げます。お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、**2022年8月25日（木曜日）午後6時まで**にご行使くださいますようお願い申し上げます。

### ✉ 郵送による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するようご返送ください。

### 🌐 インターネットによる議決権行使

5頁をご参照ください。

以上

### 招集通知全文のPDFをご覧ください

- 当社ウェブサイト (<https://www.takara-company.co.jp/ir/>)  
また、上記のほか、下記のウェブサイトにおいても掲載しております。
- 「ネットで招集」 (<https://s.srdb.jp/7921/>)
- 日本取引所グループウェブサイト (<https://www.jpx.co.jp/>)



当社ウェブサイト



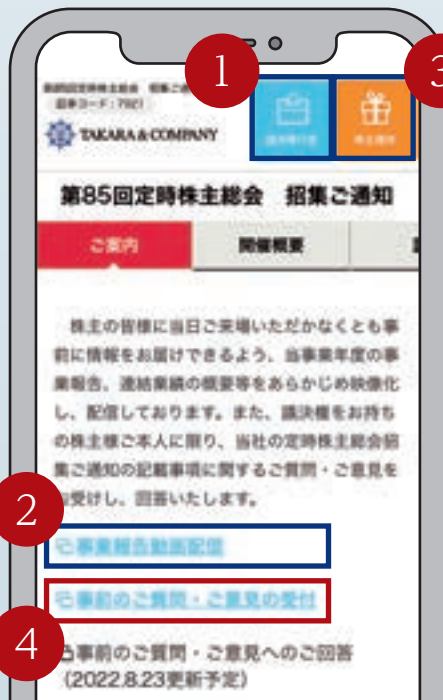
「ネットで招集」



# 「ネットで招集」のご案内

「ネットで招集」は様々な情報に加えて、各種機能を搭載しておりますので、ぜひご活用ください。

▶ <https://s.srdb.jp/7921/>



1

**議決権行使ウェブサイトへアクセスし議決権行使を行ってください。**

2

**株主総会時にご報告予定の事業報告動画の先行配信を閲覧できます。**

3

**株主優待のオンライン申込はこちらから簡単にできます。**

※詳しくは同封の株主優待のご案内チラシをご覧ください。

## 目次

P.1 株主の皆様へ

P.2 第85回定時株主総会招集ご通知

P.3 「ネットで招集」のご案内/目次

P.5 インターネットによる議決権行使のご案内

P.7 TAKARA & COMPANYについて

P.13 株主総会参考書類

(添付書類)

P.32 事業報告

P.45 連結計算書類/計算書類

P.49 監査報告書

## 4

## ご質問・ご意見の事前受付および 事前回答公開に関して

受付期限

8月21日（日曜日）  
午後6時まで

議決権をお持ちの株主様ご本人に限り、当社の定時株主総会招集ご通知の記載事項に関するご質問・ご意見をお受けし、回答いたします。

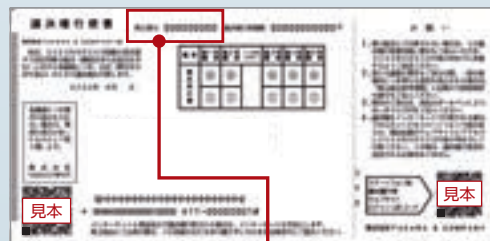
**「ネットで招集」に入力フォームをご用意しておりますので、アクセスをお願い申し上げます。**

承りましたご質問・ご意見の全てにつきまして、ご回答をお約束するものではありません。また株主様への個別のご説明・ご連絡は行いませんので、あらかじめご了承ください。

2022年8月21日（日）までにお寄せいただきましたご質問・ご意見につきましては、株主の皆様のご関心が高いと思われる事項を中心に、**2022年8月23日（火）**中に「ネットで招集」にて事前回答を公開する予定であります。また、お寄せいただきましたご質問・ご意見のうち、多くの株主様からいただきましたご質問・ご意見につきましては、当社の定時株主総会の議場においても、議長よりご紹介する予定です。

### ご留意事項

- ご質問・ご意見のご登録には、同封の議決権行使書用紙に記載の株主番号の入力が必要になります。
- 株主番号または御氏名に不備があった場合は、受付いたしかねますのでご注意ください。
- ご質問内容はできるだけ具体的・簡潔をお願いいたします。
- ご質問はお一人様につき1問とさせていただきます。
- ご質問内容を「ネットで招集」において公開する場合は、株主番号および御氏名を表示しない形で公開いたします。
- 非公開情報に関するご質問、金融商品取引法第166条に定める「重要事項」に該当する可能性のあるご質問、個人情報に関わるご質問、法律上回答ができないご質問等につきましては、ご回答を控えさせていただきます。



株主番号はこちらに記載されています

- 以下の事項につきましては、法令および定款第18条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。
  1. 事業報告の「業務の適正を確保するための体制および運用状況」および「会社の支配に関する基本方針」
  2. 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」
  3. 計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」
- 監査役が監査した事業報告、ならびに会計監査人および監査役が監査した連結計算書類および計算書類は、本招集ご通知添付書類の各書類のほか、当社ウェブサイトに掲載している上記事項とで構成されています。
- 株主総会参考書類および添付書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

当社ウェブサイト

TAKARA&COMPANY IR



<https://www.takara-company.co.jp/ir/>

# インターネットによる議決権行使のご案内

スマートフォンまたはパソコンなどから議決権行使ウェブサイトへアクセスいただき、画面の案内に従って行使くださいますようお願いいたします。

行使期限

8月25日(木曜日)  
午後6時まで

## スマートフォン スマート行使による方法

**「ログイン用QRコード」**を読み取りいただくことで  
**「議決権行使コード」**および**「パスワード」**が入力不要でログインいただけます。

同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」および「パスワード」が入力不要でアクセスできます。

画面の案内に従って  
行使完了です

❗ この方法での議決権行使は  
1回に限りです。



❗ 2回目以降の  
ログインの際は…

次頁に記載のご案内に従って  
ログインしてください。

スマート行使上で議  
案詳細にタッチする  
と、「ネットで招集」  
と連携します。



インターネットによる  
議決権行使についての  
お問い合わせ

インターネットによる議決権行使に関するパソコン・スマートフォン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート

専用ダイヤル  0120 (652) 031 (9:00 ~ 21:00)

※ QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。



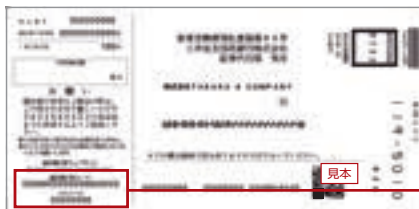
## 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト

<https://www.web54.net>



パソコン、スマートフォン、タブレット端末または携帯電話から議決権行使ウェブサイトへアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力ください。



インターネットによる議決権行使に必要な、「議決権行使コード」と「パスワード」が記載されています。

招集ご通知を電子メールで受け取られた株主様には、議決権行使書用紙左片のパスワード欄を「\*\*\*\*\*」で表示しております

### アクセス手順

#### 1. 議決権行使ウェブサイトへアクセスし、ログインしてください



「次にすすむ」をクリックした後、お手元の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」を入力し、「ログイン」をクリック

#### 2. パスワードを入力



お手元の議決権行使書用紙に記載された「パスワード」を入力し、「次へ」をクリック

以降、画面の案内に従い議決権を行使ください。

### ご注意事項

- 「ネットで招集」・「議決権行使ウェブサイト」・「スマート行使」をご利用いただくにあたり、プロバイダーへの接続料金や通信事業者への通信料金については、株主様のご負担となります。
- スマート行使での議決権行使は1回に限ります。行使後に内容を変更される場合は議決権行使ウェブサイトをご利用ください。
- インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱います。
- インターネット等と議決権行使書の双方で議決権を重複して行使された場合、インターネット等によるものを有効な議決権行使として取り扱います。

### 株主総会招集ご通知の受領方法について

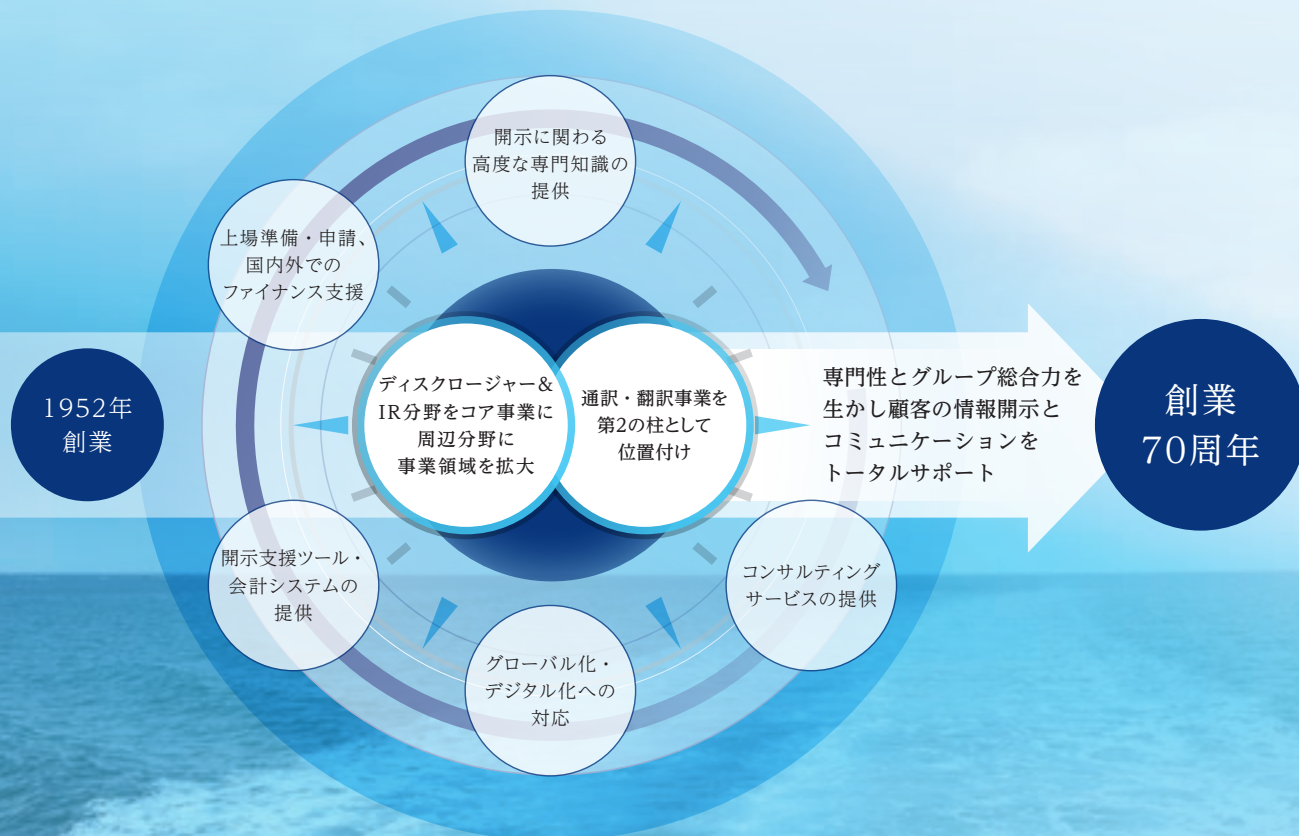
- 株主総会招集ご通知を、書面の郵送に加えて電子メールによって受領することをご希望される株主様は、議決権行使ウェブサイト上でメール配信希望登録をお手続いただきますと、次回の株主総会から招集ご通知を電子メールでも受領いただけます。(携帯電話ではお手続いただくことはできません。また、携帯電話のメールアドレスをご指定いただくこともできません。)

# TAKARA & COMPANYについて

## プロフィール

「専門知識を活かして皆様のお役に立ちたい」という創業者の想いから生まれた当社グループは、宝印刷の創業以来、企業の正確かつスピーディな情報開示をお手伝いし、ディスクロージャー&IR領域で事業基盤を確立してまいりました。昨今、企業価値の拡大を目指すお客様のニーズは多様化、複雑化しています。当社はそれにお応えすべく新たな事業基盤づくりに向けて、「ディスクロージャー関連事業」と「通訳・翻訳事業」を2本の成長柱とし、ポートフォリオの変革へと動き出しています。創業70周年を迎え、さらなる成長の実現を目指します。

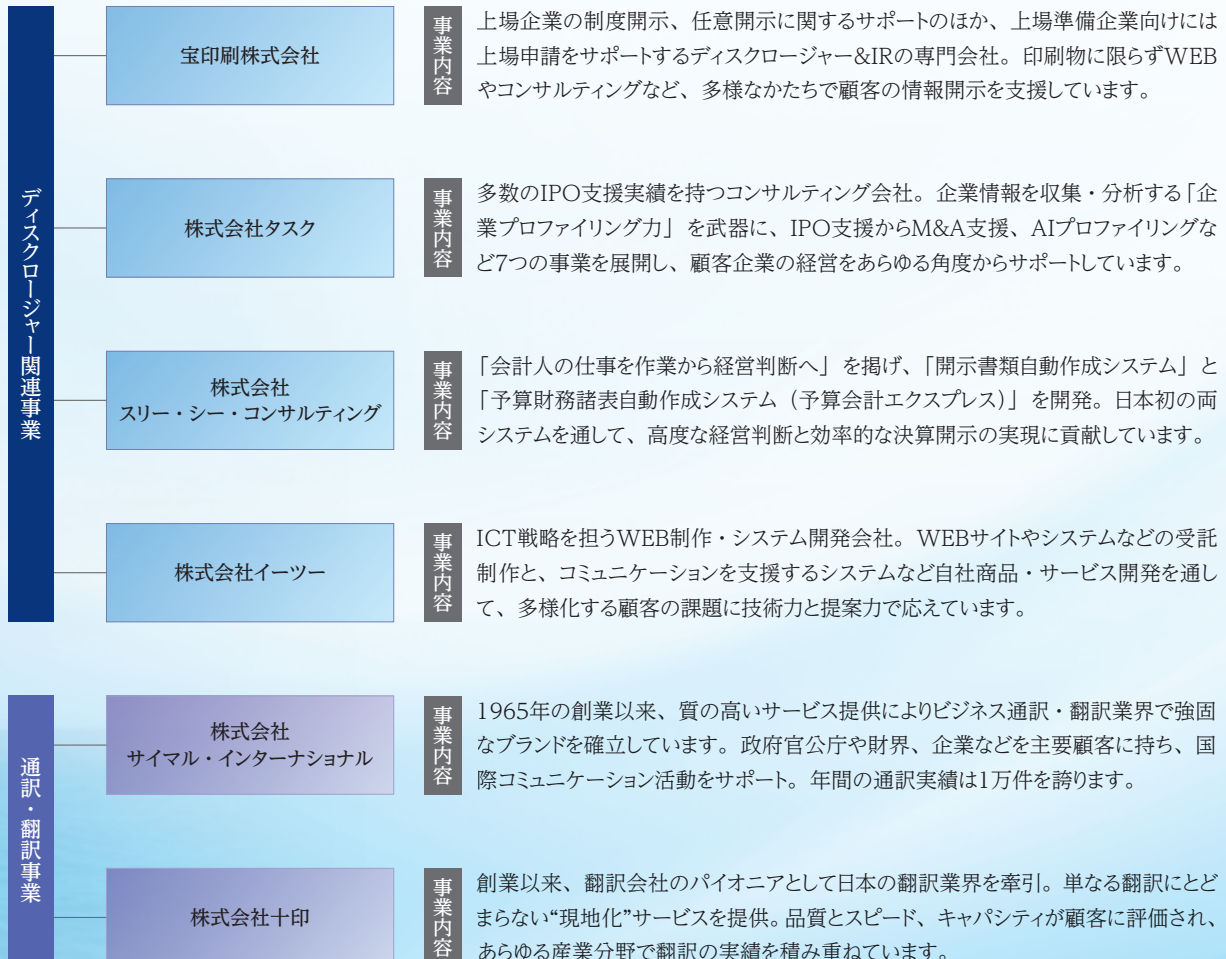
### 培ってきた強み





## グループの全体像

TAKARA & COグループは、グループ全体の企業価値を最大化する経営体制のもと、傘下の企業はそれぞれが専門性の高い事業を有し各社の連携を深め協業することで、グループ一丸となってお客様の課題解決に挑んでいます。



## 中期経営計画2023進捗状況

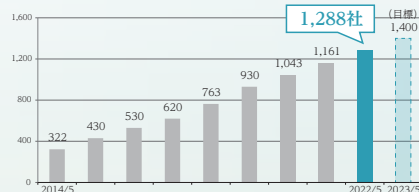
2021年5月期から2023年5月期の3か年を対象とする中期経営計画2023の目標達成に向け取り組んでおります。

### 第85期の成果

#### ディスクロージャー関連事業

- ・決算プロセス自動化ツール「WizLabo」をリリース（2022年5月）。導入顧客数が増加
- ・決算／開示業務に関わるコンサルティング事業が継続的に好調
- ・株主総会動画配信や招集通知の翻訳売上が増加
- ・統合報告書およびIR関連書類のディスクロージャー翻訳売上が増加
- ・IRサイト自動更新ツール（WizLabo Library）の売上が増加

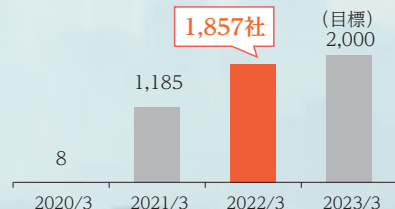
WizLabo（上位機種）導入社数の推移



#### 通訳・翻訳事業

- ・通訳事業は「interprefy」を活用したオンライン会議形式が普及
- ・翻訳事業は堅調な大手顧客に加え新規顧客開拓により売上が大幅増加
- ・コロナ前実績の約80%に回復

「interprefy」受注件数の推移



### 第86期の取組み

#### 業績目標の修正

ディスクロージャー関連事業で主に2022年5月期から「収益認識に関する会計基準」等を適用した影響、通訳・翻訳事業で、主に新型コロナウイルス感染症が事業環境に及ぼした影響により売上高はマイナスの影響を受けましたが、利益は両事業ともに重点施策が計画以上に進捗したことにより、中期経営計画の最終年度の利益目標を前倒して達成することができました。このような状況を踏まえ、2022年5月期までの計画の進捗および2023年5月期の各事業分野における重点施策のさらなる強化を見据え、中期経営計画の最終年度の業績目標（業績予想）を修正いたしました。（10頁連結財務ハイライト参照）

#### 重点施策のさらなる強化

- 日英同時開示に対応できる体制のさらなる充実
- 開示書類の作成支援から入力代行まで一貫したサポート
- WEB版招集通知「ネットで招集」の販売強化など議決権行使からハイブリッド株主総会の運営に至るまで、株主総会一連の作業をスムーズに行えるサポート体制の強化
- 「統合報告書」のさらなる支援強化や、「WizLabo Library」の拡販
- TeamsやZoomと機能統合されたinterprefy新サービスの展開
- 従来の音声配信から映像配信やハイブリッド会議設営まで機材サービス領域を拡大
- 大型案件に対する機械翻訳対応と、創造性に富む人手翻訳対応のハイブリッド体制の強化

## 財務・非財務ハイライト

### 連結財務ハイライト

	中期経営計画2023		
	2021年5月期（実績）	2022年5月期（実績）	2023年5月期（計画）
売上高 <sup>*1</sup>	247億円	253億円	270億円
ディスクロージャー関連事業	189億円	186億円	—
通訳・翻訳関連事業	58億円	66億円	—
営業利益	27億円	35億円	36億円
セグメント利益または損失（△） <sup>*2</sup>			
ディスクロージャー関連事業	25億円	27億円	—
通訳・翻訳関連事業	△4億円	2億円	—
経常利益	28億円	36億円	—
親会社株主に帰属する当期純利益	16億円	22億円	23億円
ROE	8.6%	10.0%	10.0%
1株当たり配当金	54.0円	58.0円	70円（予想） <sup>*3</sup>

※1「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を当連結会計年度の期首から適用しており、2022年5月期に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

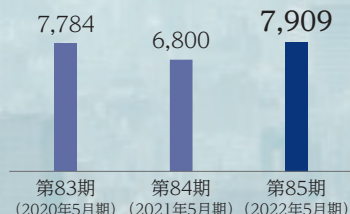
※2 セグメント利益または損失は、連結損益計算書の営業利益と、前期は635百万円、当期は572百万円、調整を行っております。

※3 2022年7月8日に開示いたしました当社2022年5月期決算短信における予想値です。

### 非財務ハイライト

#### 水使用量<sup>\*1</sup>

(m)

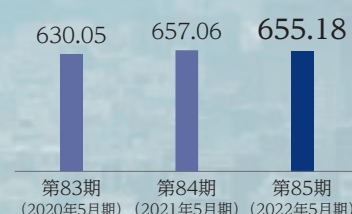


#### CO<sub>2</sub>排出量（電力使用量限定）<sup>\*1</sup> (t-CO<sub>2</sub>)



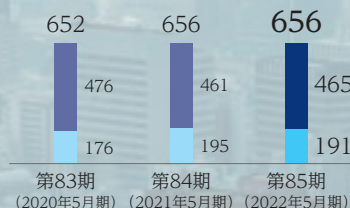
#### 紙ゴミのリサイクル量<sup>\*1</sup>

(t)



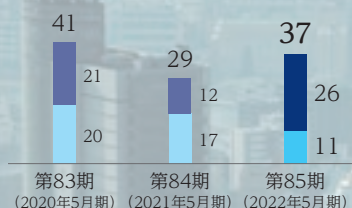
#### 従業員数<sup>\*1</sup>

■ 男性 ■ 女性 (名)

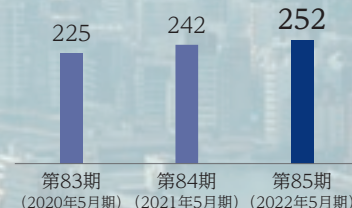


#### 採用者数<sup>\*1</sup>

■ 男性 ■ 女性 (名)



#### 有資格者数<sup>\*1</sup>

IPO実務検定、財務報告実務検定<sup>\*2</sup> (名)

※1 (株)TAKARA & COMPANYおよび宝印刷(株)の数値です。

※2 上場準備担当者の育成、財務諸表作成や開示書類の理解を目的とし設立された団体による試験です。

## ESGの取組み

### コーポレート・ガバナンス

- ▶ 各役員の専門性や役員の選任方針・指名手続等については19頁をご覧ください。
- ▶ 役員報酬決定の方針および手続については41頁をご覧ください。

### コーポレート・ガバナンスに対する考え方および体制

当社は、「社会の公器としての使命を果たす」という企業理念のもと、「グループ各社の専門性を磨き、お客様の企業価値拡大に貢献し、社会になくてはならないグローバル企業であり続ける」を目指す姿としています。またサステナビリティ基本方針および5つからなる行動指針（Value、Integrity、Professionalism、Diversity、Judgment）のもと、株主の皆様をはじめとする各ステークホルダーに対しグループ全体の持続的な成長と社会的な存在価値および中長期的な企業価値を向上させるため、倫理・コンプライアンス規程を制定・施行し、役員ならびに従業員が法令・定款等を遵守することの徹底を図るとともに、リスク管理体制の強化にも取り組むなど、内部統制システムの改善を図り、コーポレート・ガバナンスのさらなる充実に努めております。

### サステナビリティ委員会の設置

当社グループは、社会と当社グループが共存共栄していくために、改めて現状の体制の点検および見直しを行い、サステナビリティ委員会を設置いたしました。

サステナビリティ委員会は、当社取締役会のもとに設置され、当社グループの経営戦略の一環としてサステナビリティの戦略的な取組みを議論し決定するだけでなく、グループの経営および経営計画に対してサステナビリティ目線での検証を行います。

取締役会の諮問に応じて、サステナビリティに関連する事項について審議し、その結果を取締役に報告・提言いたします。

### 情報セキュリティ委員会の設置

当社グループは、グループ各社の情報セキュリティ体制を把握し、情報流出リスク、インサイダー事故の防止、個人情報保護体制をグループ全体で確保するとともに、維持、発展させることを目的とし、情報セキュリティ委員会を設置いたしました。

情報セキュリティ委員会は、当社取締役会のもとに設置され、当社グループの重要な経営課題の一つである機密情報の厳正な管理体制を議論し、評価および検証を行います。

取締役会の諮問に応じて、情報セキュリティに関連する事項について審議し、その結果を取締役に報告・提言いたします。

本委員会は、取締役会が指名する3名以上の者で構成され（そのうち常勤取締役1名以上、独立社外取締役1名以上を含むものとする）、委員長は代表取締役社長とします。

### コーポレート・ガバナンス体制の概要

組織形態	監査役会設置会社
取締役会議長	取締役社長
取締役人数	6名 うち社外取締役3名
女性取締役人数	1名（社外）
取締役の任期	1年
取締役会開催回数	14回／年（第85期）
監査役人数	3名 うち社外監査役2名

（注）2022年5月31日時点

## 政策保有株式の保有方針および議決権行使の基準

### 1. 政策保有株式の保有方針

当社の政策保有株式の保有方針は、当社グループの営業上の取引関係の維持、強化、連携等による企業価値向上を目的とします。当社は、当社グループにおける個別の銘柄ごとの営業上の取引関係等を随時確認しています。取締役会には、四半期ごとに当社グループにおける個別の銘柄ごとの営業上の取引関係等と資本コストを勘案して保有方針ごとの対応が行われているかを報告するものとします。

### 2. 議決権行使

政策保有株式に係る議決権の行使については、議案が当該株式の価値向上に資するか否かを判断のうえ、当社グループにおける営業上の取引関係等と資本コストを勘案して総合的に判断することとします。

コーポレート・ガバナンスに関する基本方針  
コーポレート・ガバナンス報告書

URL: <https://www.takara-company.co.jp/ir/policy/>



## 人財に関する取組み

### 人権の尊重と多様性の創出で、いきいきと働ける環境を整備

当社グループが持続的な成長を遂げるためには、従業員一人ひとりの力が十分に発揮できる職場でなければなりません。そのためには、多様性を認め合いながら互いの成長を促すことができる風土や、誰もがいきいきと働ける職場環境を整えることが必要だと考えています。

当社グループでは行動規範において人権の尊重を掲げ、不当な差別をすることなく人権を尊重する方針を社員全員に周知しています。また、社員の就業環境整備についても行動規範で掲げており、ダイバーシティへの取組みを積極的に推進し、公平な処遇を実現するとともに、それぞれの能力・活力を発揮できるような安全で働きやすい職場環境をつくることを方針として事業活動を行っています。

### 主な取組み

- ・採用活動 ・表彰制度 ・キャリアアップ支援
- ・女性活躍推進 ・男性育児休暇制度
- ・障がい者雇用 ・時短・有給休暇制度
- ・段階別研修制度 ・人事評価システム
- ・女性育児休業復職支援 ・資格取得支援
- ・外国人雇用 ・介護休業制度
- ・シニア雇用 ・従業員のメンタルヘルスケア

サステナビリティ

URL: <https://www.takara-company.co.jp/sustainability/>



# 株主総会参考書類

## 第1号議案 定款一部変更の件

### 1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行され、株主総会資料の電子提供制度が導入されるので、これに備えるため、次のとおり当社定款を変更するものです。

- (1) 変更案第18条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものです。
- (2) 変更案第18条第2項は、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定するための規定を設けるものです。
- (3) 現行定款第18条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものです。
- (4) 上記の新設および削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものです。

（下線は変更箇所を示します。）

現行定款	変更案
<p>第1条～第17条 （条文省略）</p> <p>（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</p> <p>第18条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>（新設）</p>	<p>第1条～第17条 （現行どおり）</p> <p>（削除）</p> <p>（電子提供措置等）</p> <p>第18条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち、法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとすることができる。</p>

現行定款	変更案
(新設)	<p data-bbox="763 220 808 243"><u>附則</u></p> <p data-bbox="763 254 1100 276"><u>(電子提供措置等に伴う経過措置)</u></p> <ol data-bbox="763 287 1347 639" style="list-style-type: none"><li data-bbox="763 287 1347 409">1. <u>変更前定款第18条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更後定款第18条（電子提供措置等）の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</u></li><li data-bbox="763 420 1347 544">2. <u>前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第18条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）は、なお効力を有する。</u></li><li data-bbox="763 554 1347 639">3. <u>本附則は、2022年9月1日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></li></ol>

## 第2号議案 取締役6名選任の件

取締役全員(6名)は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役6名の選任をお願いしたいと存じます。取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号		氏名(年齢)	現在の 当社における地位	上場企業の 兼職数	当事業年度の 取締役会への出席状況
1		 あくつ せいいちろう 堆 誠一郎 (満68歳)	代表取締役社長	0社	100% (14回/14回)
2		 おかだ りゅうすけ 岡田 竜介 (満59歳)	取締役 常務執行役員	0社	100% (14回/14回)
3	  	 い うえ としまさ 井植 敏雅 (満59歳)	取締役	3社	100% (14回/14回)
4	  	 せきね ちかこ 関根 近子 (満68歳)	取締役	2社	100% (14回/14回)
5	  	 しいな しげる 椎名 茂 (満58歳)	取締役	2社	100% (10回/10回)
6		 のむら しゅうへい 野村 周平 (満39歳)	—	0社	—

- (注) 1. 各候補者の年齢は、本総会終結時の満年齢となります。  
 2. 各候補者と当社との間にはいずれも特別の利害関係はありません。  
 3. 井植敏雅氏、関根近子氏および椎名茂氏は、社外取締役候補者であります。  
 4. 井植敏雅氏、関根近子氏および椎名茂氏は東京証券取引所が定める一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として同取引所に届け出ております。  
 5. 椎名茂氏は、2021年8月27日開催の第84回定時株主総会において新たに選任され、就任いたしましたので、当事業年度の取締役会への出席状況は就任後の取締役会の出席回数を記載しております。  
 6. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者は、当社および当社子会社の会社法上の取締役、監査役および執行役員制度上の執行役員であり、被保険者が業務遂行に起因して損害賠償請求がなされたことによって被る法律上の損害賠償金および訴訟費用は、当該保険契約により填補することとしております。当該保険契約には、被保険者の違法な私的利益供与、インサイダー取引、犯罪行為等による賠償責任は填補の対象とされない旨の免責事項が付されております。各候補者が取締役に選任され就任した場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また当社は本契約を、保険期間の終了後も更新することを予定しております。



候補者  
番号 1 <sup>あくつ せい いちろう</sup> 堆 誠一郎 再任



生年月日  
1953年12月17日生 満68歳

当事業年度の  
取締役会への出席状況  
100% (14回/14回)

所有する当社株式数  
62,360株

**取締役候補者とした理由**

当社入社以来、管理部門を中心に当社業務全般を熟知するとともに豊富な業務知識と経験を有し、職務を適切に遂行。1991年8月に取締役、2002年8月に代表取締役社長就任以来、当社グループの経営統括責任者としての実績を有していることから、当社取締役として適任であると判断し引き続き取締役候補者としております。

**略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況**

1986年1月 宝印刷株式会社  
(現 株式会社TAKARA & COMPANY) 入社  
1989年5月 同社社長室長  
1991年7月 同社総合企画部長  
1991年8月 同社取締役総合企画部長  
1996年10月 同社取締役経理部長  
1997年8月 同社常務取締役経理部長  
2002年8月 同社代表取締役社長 (現任)  
2019年12月 宝印刷株式会社代表取締役社長 (現任)

候補者  
番号 2 <sup>おかだ りゅうすけ</sup> 岡田 竜介 再任



生年月日  
1962年10月19日生 満59歳

当事業年度の  
取締役会への出席状況  
100% (14回/14回)

所有する当社株式数  
5,300株

**取締役候補者とした理由**

証券業務の知識と経験を有するとともに、当社入社以来、外資系企業での勤務経験や海外駐在経験を活かし、国内企業の海外展開に関する支援事業等、新規事業の開拓と育成を中心に当社グループ経営の実績を重ねていることから、当社取締役として適任であると判断し引き続き取締役候補者としております。

**略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況**

1986年4月 野村證券株式会社入社  
2007年8月 ドイツ証券株式会社入社  
2012年1月 イントラリンクス・インク入社  
2012年12月 宝印刷株式会社  
(現 株式会社TAKARA & COMPANY) 入社  
ディスクロージャー翻訳部担当次長  
2014年7月 同社執行役員グローバルソリューション部長  
兼 香港駐在員事務所長  
2018年8月 同社取締役常務執行役員 (現任)  
2019年2月 株式会社十印代表取締役会長 (現任)  
2019年12月 宝印刷株式会社取締役常務執行役員 (現任)  
2020年3月 株式会社サイマル・インターナショナル  
代表取締役会長 (現任)

候補者  
番号 3 <sup>い う え と し ま さ</sup> 井植 敏雅 <sup>再任</sup>  
社外 独立



生年月日  
1962年12月3日生 満59歳

当事業年度の  
取締役会への出席状況  
100% (14回/14回)

所有する当社株式数  
0株

#### 社外取締役候補者とした理由および期待される役割

代表取締役をはじめとする要職を歴任され、経営者としての豊富な経験と幅広い知見を有しております。社外取締役として客観的な立場から取締役会の審議へ参加し、当社の経営に有用な意見をいただけるものと期待しております。

なお、当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって3年であります。

#### 略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1989年4月 三洋電機株式会社入社  
1996年6月 同社取締役  
2002年6月 同社代表取締役副社長  
2005年6月 同社代表取締役社長  
2007年6月 同社特別顧問  
2010年2月 株式会社LIXILグループ副社長執行役員  
2011年4月 株式会社LIXIL取締役副社長執行役員  
2016年6月 株式会社LIXILグループ取締役  
2017年7月 同社顧問  
2018年6月 株式会社エンプラス社外取締役  
(監査等委員) (現任)  
2019年8月 宝印刷株式会社  
(現 株式会社TAKARA & COMPANY) 取締役  
(現任)  
2020年6月 亀田製菓株式会社社外取締役 (現任)  
株式会社西島製作所社外取締役 (現任)

候補者  
番号 4 <sup>せ き ね ち か こ</sup> 関根 近子 <sup>再任</sup>  
社外 独立



生年月日  
1953年12月16日生 満68歳

当事業年度の  
取締役会への出席状況  
100% (14回/14回)

所有する当社株式数  
0株

#### 社外取締役候補者とした理由および期待される役割

大手化粧品会社の執行役員として培われた経験に加え、他社の代表取締役および社外取締役を務めるなど、豊富な経験と幅広い知見を有しております。社外取締役として多角的な視点から取締役会の審議へ参加し、当社の経営に有用な意見をいただけるものと期待しております。

なお、当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって3年であります。

#### 略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1972年4月 資生堂山形販売株式会社入社  
2006年4月 資生堂販売株式会社 (現 資生堂ジャパン株式会社) 大阪支店支店長  
2008年4月 株式会社ディシラ本部出向  
全国営業本部長  
2009年10月 株式会社資生堂国際マーケティング部  
美容企画推進室室長  
2012年4月 同社執行役員  
2014年4月 同社執行役員常務  
2016年1月 同社顧問  
2018年4月 株式会社Bマインド代表取締役 (現任)  
2018年6月 株式会社バルカー社外取締役 (現任)  
2019年8月 宝印刷株式会社  
(現 株式会社TAKARA & COMPANY) 取締役  
(現任)  
2021年6月 東リ株式会社社外取締役 (現任)

候補者  
番号 5 <sup>しいな</sup> <sup>しげる</sup> 椎名 茂再任  
社外 独立生年月日  
1964年5月10日生 満58歳当事業年度の  
取締役会への出席状況  
100% (10回/10回)所有する当社株式数  
0株**社外取締役候補者とした理由および期待される役割**

グローバル企業における経営者としての豊富な経験に加え、M&Aや情報技術に関する幅広い知見を有しております。社外取締役として企業経営の専門家として取締役会の審議へ参加し、当社の経営に有用な意見をいただけるものと期待しております。

なお、当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年であります。

**略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況**

1991年10月 NEC株式会社入社  
1999年5月 KPMGグローバルソリューション株式会社入社  
2007年7月 ベリングポイント株式会社常務執行役員  
2009年5月 プライスウォーターハウスクーパース  
コンサルタンツ株式会社常務執行役員  
2012年7月 プライスウォーターハウスクーパース  
株式会社代表取締役社長  
2016年6月 KPMGコンサルティング株式会社代表取締役  
副社長  
2019年4月 慶應義塾大学理工学部訪問教授 (現任)  
2019年10月 日本障害者スキー連盟会長 (現任)  
2020年6月 株式会社ミクニ社外取締役 (現任)  
2021年3月 株式会社ホットリンク社外取締役 (現任)  
2021年6月 C Channel株式会社社外監査役 (現任)  
2021年8月 当社取締役 (現任)  
2022年1月 uMi株式会社代表取締役会長 (現任)

候補者  
番号 6 <sup>のむら</sup> <sup>しゅうへい</sup> 野村 周平

新任

生年月日  
1983年6月7日生 満39歳当事業年度の  
取締役会への出席状況  
—所有する当社株式数  
500株 (※)**取締役候補者とした理由**

当社入社以来、管理部門および営業部門を中心に当社業務を経験し豊富な知識と経験を有しており、当社グループ経営に貢献することが期待できることから、取締役候補者としていたしております。

**略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況**

2007年10月 宝印刷株式会社  
(現 株式会社TAKARA & COMPANY) 入社  
2010年12月 株式会社野村代表取締役 (現任)  
2015年2月 宝印刷株式会社  
(現 株式会社TAKARA & COMPANY)  
名古屋営業所長  
2019年7月 同社執行役員  
ディスクロージャー&IR営業一部長  
2019年12月 宝印刷株式会社執行役員  
ディスクロージャー&IR営業一部長  
2022年7月 同社常務執行役員金融法人営業一部長  
兼 金融法人営業二部長 (現任)

※ 株式会社野村 代表取締役であり、同社は当社株式632,800株 (持株比率4.81%) を別途所有しております。

（ご参考）

第2号議案が承認された場合の役員体制および当社が特に期待する専門性は以下のとおりとなります。  
なお、これらは各役員が有する全ての知見を表すものではありません。

	氏名	企業経営/経営戦略	財務・会計/M&A
取締役	堆 誠一郎	●	●
	岡田 竜介	●	●
	井植 敏雅	●	●
	関根 近子	●	●
	椎名 茂	●	●
	野村 周平	●	●
監査役	田村 義則	●	●
	松尾 信吉	●	●
	高野 大滋郎	●	●

項目のご説明	企業経営/経営戦略 ……………	企業経営の経験やリスクマネジメントの知見を有する
	財務・会計/M&A ……………	有資格者および財務・会計の知見やM&Aの経験を有する
	ディスクロージャー営業/金融 …	ディスクロージャーの営業経験や金融商品・金融分野の知見が豊富である

## 役員の選任方針・指名手続等

当社の取締役は、優れた人格とともに当社の経営を的確、公正かつ効率的に遂行できる見識、能力および豊富な経験とともに、高い倫理観を有している者でなければなりません。すべての取締役は、その任期を1年とし、定時株主総会決議による選任の対象としています。

社外取締役および非常勤取締役の選定にあたっては、次項の独立性判断基準を参考としています。

取締役および監査役候補者は、指名・報酬委員会から提言を得て、この方針に従って選定し、取締役会で決定いたします。

また、兼任に関する基本的な考え方としては、独立社外取締役および独立社外監査役は、当社以外に4社を超えて他の上場会社の社外取締役または社外監査役を兼任してはならないこととしています。

ディスクロージャー営業/金融	通訳・翻訳/グローバル	ESG/ダイバーシティ	法務/コンプライアンス
●		●	
●	●	●	
	●	●	
	●	●	
	●	●	●
●		●	
●		●	●
●		●	
	●	●	●

通訳・翻訳/グローバル …… 通訳・翻訳事業の経験や業界知見および海外事業展開や外国企業とのビジネス経験を有する  
ESG/ダイバーシティ …… 環境、社会貢献活動や、企業ガバナンス等の知見、多様な働き方等への知見を有する  
法務/コンプライアンス …… 有資格者および法律の知見やコンプライアンスへの知見を有する

## 独立社外取締役の独立性判断基準

独立社外取締役および非常勤取締役は、取締役会における自由闊達で建設的な検討への貢献が期待できる人物として、「当社の業務執行を行う経営陣から独立した中立的な立場から経営判断を行うために必要な幅広く且つ奥行きのある豊富な経験と高い見識を有する者」を基本として選任します。独立社外取締役を選任する際の独立性判断基準は、東京証券取引所の定める独立性判断基準を参考として、当社との間に利害関係がなく、一般株主と利益相反が生じるおそれのない者とします。

## 監査役の選任方針

当社の監査役は、優れた人格ならびに取締役の職務の執行の監査を的確、公正かつ効率的に遂行できる見識、能力および豊富な経験とともに、高い倫理観を有している者でなければならないとし、監査役のうち少なくとも1名は、財務・会計に関する十分な知見を有している者でなければならないとしています。

### 第3号議案

## 当社株式の大量買付行為に関する対応策 （買収防衛策）継続の件

当社は、2007年8月23日開催の当社第70回定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただき、当社株式の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）を導入いたしました。その後、2010年8月20日開催の当社第73回定時株主総会の決議、2013年8月23日開催の当社第76回定時株主総会の決議、2016年8月26日開催の当社第79回定時株主総会の決議、2019年8月23日開催の当社第82回定時株主総会の決議に基づき継続しております（以下、現行の買収防衛策を「現プラン」といいます。）。現プランの有効期限は、2022年8月26日開催予定の当社第85回定時株主総会（以下、「本株主総会」といいます。）の終結の時までとなっております。

当社では、2015年7月21日に制定した「コーポレートガバナンスに関する基本方針」に基づき、当社グループが遂行する事業が、機密性または秘匿性の高い法定および任意のディスクロージャーおよびIR関連書類の作成支援等を専門とする公益性の高いものであることを前提として、株主共同の利益を確保するため、現プランの継続の是非も含め、環境の変化に合わせてその内容について引き続き検討してまいりました。

その結果、来る本株主総会における株主の皆様のご承認を条件に、現プランを継続（以下、新たに継続するプランを「本プラン」といいます。）することを、社外取締役3名を含む2022年7月8日開催の取締役会において決定しましたのでお知らせいたします。

本プランの継続につきましては、社外監査役2名を含む監査役3名も本プランが適正に運用されることを条件として全員が賛成する旨の意見を述べております。

### 第1 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、2019年12月2日をもって、新設分割方式により、当社の子会社として宝印刷株式会社を設立し、持

株会社体制に移行しております。また、2019年2月に株式会社十印、2020年3月に株式会社サイマル・インターナショナルの全株式を取得し、通訳・翻訳事業の強化・拡大を図っております。

当社グループの基幹業務は、主に子会社である宝印刷株式会社において、上場企業等の顧客から受託する金融商品取引法、会社法等のディスクロージャーおよびIRに関する書類の作成支援等を行うものであり、公正な資本市場の発展にとって重要な事項にかかわるものであります。とりわけ当社の事業の円滑な遂行に困難な状況が生じた場合、顧客によるディスクロージャーやIRの活動に支障をきたし、ひいては公正な資本市場の維持に重大な影響を与える可能性があり、当社グループは、事業の遂行に関し重大な社会的責任を負っているものと考えております。

また、通訳・翻訳事業においても、顧客の重要な機密を取扱うことが想定され、当社グループの事業においては、顧客から受託する情報（インサイダー情報を含む。）の機密性または秘匿性を保持・確保するセキュリティ環境および高度な専門性が求められます。顧客へ提供するディスクロージャーやIRに関する情報や各種ツール、個々の従業員が保持するノウハウや当社およびグループ各社の業務にご協力いただける取引先とのネットワークは、当社およびグループ各社が創業以来培ってきた貴重かつ重要な資産であり、顧客からの信頼を獲得し、同時に顧客のニーズに応じた行動ができる環境をつくり、組織の力を高めていく経営を行うことこそが、当社の企業価値の源泉であると考えております。

当社は、中長期的な観点で株主の皆様へ還元し得る利益を確保すること、また、経営の独立性を保ち、当社の社会的役割・使命を十分に果たすことを通じてのみ当社の企業価値の向上および株主共同の利益の確保が実現されるものと確信しております。また、株主の皆様はもちろん、顧客を中心に、取引先、従業員等のステーク・ホ

ルダーとの健全で適切な関係を維持、発展させていくことが極めて重要であり、これこそが当社グループの基幹業務であるディスクロージャーとIRの分野に加えて通訳・翻訳事業における優位性を保つための基本であると考えております。

従って、当社株式の買付の提案を受けた場合に、その買付が当社の企業価値および株主共同の利益に及ぼす影響を適切に判断するためには、買付者の提案する事業計画の実現可能性・適法性、それが、当社の有形無形の経営資源、特に、顧客からの信頼に与える影響を中心に各ステーク・ホルダーに与える個々の影響とそれが当社の企業価値に及ぼす影響、当社グループの財務と業務の実情、その他当社の企業価値を構成する諸要因を十分に把握・検討する必要があると考えます。

当社は、上記のような把握・検討に基づいて、当社グループの基幹業務であるディスクロージャーおよびIRに関するノウハウに象徴される企業価値が毀損され、これにより株主共同の利益を損なう可能性があるかと判断される当社株式の大量買付行為や買付提案を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として適当でないと考えます。

具体的には、大量買付行為のうち、①当社の企業価値および株主共同の利益を明白に侵害するおそれのあるもの、②強圧的二段階買付等、株主の皆様へ当社株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの（公開買付けにおいて、あらかじめ二段階目の買付条件を当初の買付条件よりも不利に設定して買付けを行うこと。この場合、株主が最初の買付けへ応募せざるを得ないこととなる。）、③買付に対する代替案を提示するために合理的に必要な期間を当社に与えることなく行われるもの、④買付内容を判断するために合理的に必要なとされる情報を株主の皆様十分に提供することなく行われるもの、⑤買付の条件等（対価の価額・種類、買付の時期、買付の方法の適法性等）が当社の企業価値に鑑み不十分または不適當であるもの等は、当社の企業価値および株主共同の利益に資するものではないと判断いたします。

## 第2 本方針の実現に資する取組みについて

当社は、証券取引委員会（現 金融庁）出身の故野村正道氏による創業以来、機密性または秘匿性の高い顧客のディスクロージャーおよびIR関連書類の作成支援および通訳・翻訳等を専門とする事業をグループ全体として営んでおり、専門的な知識はもとより、情報管理体制、品質管理体制などを重視した経営体制を確保しております。

また、当社グループでは、リスク管理体制の強化に取り組むなど、内部統制システムの整備・改善を図り、「コーポレート・ガバナンスに関する基本方針」に基づきコーポレート・ガバナンスのさらなる充実に努めるとともに「新・中期経営計画2023」を策定し、目標達成に向けて取り組んでおります。

なお、株主の皆様への長期的利益還元については、これを重要な経営課題の一つと考え、安定配当を行うことを基本とし、企業体質の強化および今後の事業展開を勘案したうえで、業績に応じた配当を行うこととしており、また、業務遂行を円滑に実施するために必要な内部留保はできているものと考え、可能な限り配当金として株主の皆様へ還元することとしております。また、自己株式の取得につきましては、株主の皆様への利益還元と資本効率の向上を目的に当社株式の流動性等を勘案しつつ、必要に応じて実施することとしております。

当社は、コーポレート・ガバナンスに関する基本方針に基づき持続的な成長と社会的な存在価値および中長期的な企業価値を向上させるため、CSR経営を推進しつつ利益を確保し、高品質な製品・サービスの提供、環境保全活動、情報の安全管理、公平な雇用を実践し、株主の皆様へ還元すべく適時適切な経営を進めております。※「コーポレート・ガバナンスに関する基本方針」は、次の当社Webサイトに掲載しております。

<https://www.takara-print.co.jp/ir/policy/cg.html>

※「新・中期経営計画2023」は、次の当社Webサイトに掲載しております。

<https://www.takara-print.co.jp/ir/policy/management-plan.html>

### 第3 本プランの内容

本プランは、本方針に照らして、当社の企業価値および株主共同の利益を明白に侵害するおそれのある買付者によって、当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みであります。

本プランは、取締役の保身を旨とするものであってはならず、株主共同の利益を確保するものとして株主総会において決議がされることが前提となります。

#### 1. 本プラン導入の目的

当社は、株式の大量買付行為を全て否定するものではありません。しかし、株式の大量買付行為の中には、企業価値を毀損し、株主共同の利益を害することとなる場合があります。わが国の過去の事例から明らかになっております。

そこで、当社は、本プランにより、仮に当社株式に対する買付その他これに類似する行為またはその提案（以下総称して「買付」といいます。）が行われた場合、買付を行う者またはその提案者（以下総称して「買付者」といいます。）に対し、買付者が遵守すべき手続を明確にし、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報および時間ならびに買付者との交渉の機会の確保をしようとするものであります。当社は、本プランにより、本方針に照らして、当社の企業価値および株主共同の利益を明白に侵害するおそれのある買付者によって、当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値が毀損され、株主の皆様にとって不本意な形で不利益が生じることを未然に防止せんとするものであります。

なお、2022年5月31日現在における当社大株主の状況は、事業報告「2. 株式の状況」ととおりです。

また、当社は現時点において、当社株式の大規模買付行為に係る提案を受けておりません。

#### 2. 本プランの適用対象となる買付

当社は、買付者が下記①または②のいずれかにあたる買付（以下「対象買付」といいます。）を行った場合に、

新株予約権の無償割当て、または法令および当社定款に照らして採用することが可能なその他の対抗措置（以下単に「対抗措置」といいます。）を行うか否かを検討いたします。

- ① 当社が発行者である株券等<sup>(※1)</sup>について、保有者<sup>(※2)</sup>の株券等保有割合<sup>(※3)</sup>が20%以上となる買付
- ② 当社が発行者である株券等<sup>(※4)</sup>について、公開買付<sup>(※5)</sup>に係る株券等の株券等所有割合<sup>(※6)</sup>およびその特別関係者<sup>(※7)</sup>の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付

※1から※7の用語の意味につきましては、金融商品取引法（昭和23年（1948年）4月13日法律第25号）に定義されているものに従っております。

#### 3. 対抗措置の発動および不発動に係る手続

##### (1) 特別委員会の設置

当社取締役会は、対象買付がなされたときまたはなされる可能性がある場合、速やかに当社取締役会から独立した特別委員会を設置いたします。

この特別委員会は、当社取締役会から独立して本プランの発動および不発動に関し、審議し、取締役会へ報告いたします。

特別委員会は、必要に応じ、当社の企業価値および株主共同の利益を守るという観点から、次に述べる「(2) 買付者に対する情報提供の要求」に従い、直接または間接に買付者と協議、交渉を行うものいたします。買付者は、特別委員会が検討資料その他の情報提供、協議、交渉等を求めた場合には、速やかにこれに応じなければならないものいたします。

特別委員会の概要は、後記「第4 特別委員会」に記載のとおりです。

##### (2) 買付者に対する情報提供の要求

当社は、当社取締役会が不要と判断した場合を除き、対象買付を行う買付者には、買付の実行に先立って、当社取締役会に対して、以下の内容の情報を記載したうえ、買付者が買付に際して本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下「買付説明書」



といえます。)を提出していただきます。

- ① 買付者およびそのグループ（共同保有者<sup>(※8)</sup>、特別関係者および組合員その他の構成員（ファンドの場合）を含みます。）の詳細（具体的名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、(国内)連絡先、資本構成、財務内容等を含みます。）
- ② 買付の目的、方法および内容（買付の対価の価額・種類、買付の時期、関連する取引の仕組み、買付の方法の適法性、買付の実現可能性等を含みます。）
- ③ 買付の価格の算定根拠(算定の前提事実、算定方法、算定に用いた数値情報および買付に係る一連の取引により生じることが予想される割増価格とその算定根拠、そのうち少数株主に対して分配される割増価格と算定根拠等を含みます。)
- ④ 買付の資金の裏付け（買付の資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）
- ⑤ 買付後の当社グループの経営方針、事業計画、資本政策および配当政策
- ⑥ 買付後における当社グループの顧客、取引先、従業員、地域関係者等への対応方針
- ⑦ 買収提案に関し適用される可能性のある法令等に基づく規制事項、その他の法令等に基づく承認または許認可等の取得可能性
- ⑧ 買付後の当社グループの経営において必要な許認可維持の可能性および各種法令等の規制遵守の可能性
- ⑨ その他特別委員会が合理的に必要と判断する情報

※8につきましては、金融商品取引法第27条の23第5項に定義されているものに従っております。

当社取締役会は、当社に提出された買付説明書を直ちに特別委員会に提出いたします。

特別委員会が、買付説明書の記載内容が要求する情報として不十分であると判断した場合、同委員会は、適宜合理的な回答期限を定めたとえ、買付者に対し、買付者の買付内容の検討のために必要な情報を追加して提出するよう求めることがあります。

買付説明書および追加して提出いただく情報について

は、株主の皆様に対しての適切な情報開示のために、いかなる言語での提出にも日本語の添付を必須とさせていただきます。また、同様の趣旨から日本語の書面を正本として取り扱います。

### (3) 特別委員会による当社取締役会の意見および情報等の提供の要求

買付者から買付説明書が提出された場合および要求する情報が追加提出された場合、特別委員会は、当社取締役会に対して、この買付説明書の受領後10営業日以内で同委員会が定める合理的期間内に、買付者の買付内容に対する意見を提示することを要求いたします。また、その意見とともに、その根拠資料、代替案その他特別委員会が適宜必要と認める情報等を提示するよう要求いたします。

### (4) 特別委員会による検討作業

特別委員会は、買付者等からの買付説明書および要求する情報、ならびに当社取締役会からの意見・資料・情報等を受領した後、原則として最長60日間の検討のための期間（ただし、特別委員会はこの期間を(6)③により延長することができるものとします。以下「特別委員会検討期間」といいます。)を有することとし、この間に、買付者と当社取締役会の事業計画等に関する情報収集、ならびに買付者の買付内容と、当社取締役会が提示する代替案の検討および比較等を行います。そのうえで、特別委員会は、当社の企業価値および株主共同の利益を守るという観点から買付内容を検討いたします。

特別委員会は、特別委員会の判断が当社の企業価値および株主共同の利益に資するものとなるように、当社の費用により、公認会計士、弁護士、コンサルタント、フィナンシャル・アドバイザー等の専門家など、独立した第三者の助言を得ることができるものといたします。

### (5) 株主に対する情報開示

当社は、買付者が現れた事実、買付者から買付説明書が提出された事実とその概要、買付者の買付内容に対する当社取締役会の意見、当社取締役会が代替案を提示し

た事実とその概要、特別委員会検討期間の開始と終了の事実、その他特別委員会または当社取締役会が適切と判断する事項について、株主の皆様に対し速やかに情報開示を行います。ただし、営業秘密等開示に不適切と判断した情報は、この情報開示の対象から除かれます。

#### (6) 特別委員会における判断方法

特別委員会は、買付者が現れた場合において、以下の手続を行うものといたします。

なお、当社は、特別委員会が以下の手続に従い行う勧告の内容その他の事項（後記③により特別委員会検討期間を延長する場合には、延長する期間および理由を含みます。）について、決議後速やかに情報開示を行います。

##### ① 特別委員会が対抗措置の発動を勧告する場合

特別委員会は、買付者による買付が後述する「4. 新株予約権の無償割当て等の要件」に定める要件のいずれかに該当し、新株予約権の無償割当てその他の対抗措置を行うことが相当と判断した場合には、当社取締役会に対して、新株予約権の無償割当てその他の対抗措置を行うことを勧告いたします。

##### ② 特別委員会が対抗措置の不発動を勧告する場合

特別委員会は、買付者の買付内容の検討、買付者との交渉の結果、買付者による買付が後述する「4. 新株予約権の無償割当て等の要件」に定める要件のいずれにも該当しない、または、該当しても新株予約権の無償割当てその他の対抗措置を行うことが相当ではないと判断した場合には、当社取締役会に対して、新株予約権の無償割当てその他の対抗措置を行わないことを勧告いたします（※9）。

※9ただし、特別委員会は、かかる勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、買付者による買付が後述する「4. 新株予約権の無償割当て等の要件」に定める要件のいずれかに該当し本新株予約権の無償割当てその他の対抗措置を行うことが相当と判断するに至った場合には、改めて本新株予約権の無償割当てその他の対抗措置を行うことの勧告を含む別個の判断を行い、これを当社取締役会に勧告することができるものといたします。

##### ③ 特別委員会検討期間の延長を行う場合

特別委員会が、当初の特別委員会検討期間の満了時までに、新株予約権の無償割当てその他の対抗措置の発動または不発動の勧告を行うに至らない場合には、特別委員会は、買付者の買付内容の検討、買付者との交渉等のために合理的に必要とされる範囲内で（ただし、30日間を限度として）、特別委員会検討期間を延長する旨の決議を行うことができます。

#### (7) 取締役会の決議

当社取締役会は、特別委員会の前述の「(6) 特別委員会における判断方法」の勧告を最大限尊重し、新株予約権の無償割当てその他の対抗措置の発動または不発動の決議を行うものといたします。

当社取締役会は、上記決議を行った場合、速やかに当該決議の内容その他の事項について情報開示を行います。

なお、買付者は、当社が当該決議を行うまでの間は、当社株式の買付行為を実施してはならないものといたします。

#### (8) 株主総会の開催

当社取締役会は、新株予約権の無償割当てその他の対抗措置の発動に際し、特別委員会から予め株主の皆様の意味を確認するために株主総会の承認を得るべき旨の勧告を受けた場合、または後述の「4. 新株予約権の無償割当て等の要件」に該当するか否か等、取締役会が善管注意義務に照らし株主の皆様に意思を確認することが適切であると判断した場合には、株主の皆様にお諮りするため、株主総会を開催することができるものといたします。

#### 4. 新株予約権の無償割当て等の要件

特別委員会は、買付者が本プランに定める手続を遵守しない場合、あるいは遵守した場合であっても買付者による買付が以下のいずれかに該当し、新株予約権の無償割当てその他の対抗措置を行うことが相当と認められる場合、当社取締役会に対し、前述の「3. 対抗措置の発

動および不発動に係る手続」に定める手続により、新株予約権の無償割当てその他の対抗措置を行うことを勧告し、当社取締役会は、当該勧告に基づき、対抗措置の発動および不発動を決定いたします。

① 以下に掲げる行為等、当社の企業価値および株主共同の利益を明白に侵害するおそれのある買付である場合

a. 当社の経営に参加する意思がないにもかかわらず、株式を買い占め、その株式につき当社による高値での買取りを目的とするいわゆるグリーンメーラーと判断される行為

b. 当社の経営を一時的に支配して、インサイダー情報を含む顧客の機密情報、ディスクロージャーやIRに関する情報、ノウハウ、取引先とのネットワーク、開示書類作成用システム、もしくは工場設備といった当社の重要な資産等を買付者やそのグループ会社に移転する等、不正な目的または当社の業務の公益性を犠牲にして買付者の利益を実現する経営を行おうとしていると判断される行為

c. 当社の資産を買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用しようとする、公益性のない利益実現のためのレバレッジド・バイアウトと判断される行為

d. 当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券その他の資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、または一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って高値で売り抜けることを目的としていると判断される行為

② 強圧的二段階買付等、株主の皆様は株式の売却を事実上強要するおそれのある買付である場合

③ 買付に対する代替案を提示するために合理的に必要な期間を当社に与えることなく行われる買付である場合

④ 要求する情報その他買付内容を判断するために合理的に必要なとされる情報を株主の皆様に対して十分に提供することなく行われる買付である場合

⑤ 買付の条件等（対価の価額・種類、買付の時期、買付の方法の適法性、買付の実現可能性、買付後の経営方

針または事業計画、買付の当社の顧客との関係に与える影響、買付後における当社の顧客、取引先、従業員、地域関係者等に対する対応方針等を含みます。）が当社の企業価値に鑑み不十分または不適当な買付である場合

## 5. 新株予約権の無償割当て以外の対応策

当社取締役会は、新株予約権の無償割当て以外に、法令および当社定款に照らして採用することが可能なその他対抗措置のうち、募集株式の発行などを特別委員会に諮ったうえ、その時点で相当と認められるものを選択する場合があります。

### 第4 特別委員会

当社取締役会は、対象買付がなされたときまたはなされる可能性があると思われる場合、速やかに特別委員会を設置いたします。

当社取締役会は、特別委員会の公正性、客観性および合理性を担保するため、当社取締役会および買付者からの独立性が高い社外取締役、社外監査役または弁護士・大学教授等の社外有識者の中から特別委員会の委員を選任いたします。選任された委員は、委員の中から委員長を選定いたします。特別委員会の委員は3名以上といたします。本プランでの特別委員会の概要につきましては、別紙1「特別委員会規則」に定めるとおりであり、特別委員会委員候補者の氏名および略歴は別紙2「特別委員会委員の候補者」のとおりです。

### 第5 本新株予約権の概要

本プランの発動による新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の無償割当てがなされることとなった場合、当社は、当社取締役会が定める一定の日における最終の株主名簿に記載または記録された全ての株主に対し、(イ)一定の買付者等による権利行使は認められないとの行使条件および(ロ)当社が当該買付者等以外の者から当社株式1株と引き換えに新株予約権1個を取得する旨の取得条項が付された本新株予約権を、その有

する株式1株につき新株予約権を別途取締役会が定める割合で無償割当てを行うことを通知いたします。

#### 第6 本プランの株主総会での承認

本プランは、本定時株主総会において、株主の皆様によりご承認いただけない場合は、廃止されることとなります。

#### 第7 本プランの有効期間、廃止および変更

本プランの有効期間は、本定時株主総会の終結の時から、2025年5月期の定時株主総会の終結の時までの約3年間とします。

当社は、本プランの有効期間の満了前であっても、取締役会の決議によって本プランを廃止することができます。

また、当社は、当社の企業価値および株主共同の利益の維持・向上を図る観点から、当社取締役会の決議により、本プランの有効期間中、定時株主総会で承認いただく本プランの趣旨に反しない範囲内で、本プランの見直し等を行うことがあります。

当社は、本プランの有効期間中であっても、当社株主総会において株主の皆様の過半数のご承認を得て本プランの廃止または変更を行うことができます。当社は、本プランが廃止または変更された場合には、その内容等について、速やかに情報開示を行います。

#### 第8 本プランの合理性

本プランは、当社基本方針に沿い、関係諸法令、裁判例、株式会社東京証券取引所の定める買収防衛策の導入に係る規則および「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」（平成17年（2005年）5月27日 経済産業省・法務省）の定める三原則（①企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性確保の原則）、ならびに「近時の諸環境の変化を踏まえた

買収防衛策の在り方」（平成20年（2008年）6月30日 企業価値研究会）の定める指針の内容を充足するものです。

#### 1. 株主意思の重視

本プランは、本定時株主総会において株主の皆様により、その基本的考え方をご承認いただけない場合は、廃止されることとなります。

また、本プランの有効期間は約3年間に限定されており、さらに、当社取締役の任期は1年とされていることから、取締役の選任議案を通じて、1年ごとに株主の皆様のご意思が反映されることとなります。

#### 2. 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

本プランでは、取締役を監督する立場にある社外取締役、社外監査役または弁護士・大学教授等の社外有識者からなる特別委員会を設置し、取締役会は特別委員会の勧告に従い本プランの発動または不発動を決議するという手続を採用することにより、当社経営陣の恣意的判断を排し、当社の企業価値および株主共同の利益の維持・向上に資する公正な運営が行われる仕組みが確保されております。

また、特別委員会の判断の透明性を一層高めるため、買付者から提出された買付説明書の概要、買付者の買付内容に対する当社取締役会の意見、代替案の概要、その他特別委員会が適切と判断する事項を、原則として株主の皆様に対し速やかに情報開示を行うことといたしております。

#### 3. 本プラン発動のための合理的な客観的要件の設定

本プランは、あらかじめ定められた合理的な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されております。これにより、当社取締役会による恣意的な発動が防止される仕組みになっております。

#### 4. 第三者専門家の意見の取得

特別委員会は、当社の費用で、公認会計士、弁護士、コンサルタント、フィナンシャル・アドバイザー等の専

門家など、独立した第三者の助言を得ることができるため、特別委員会による判断の公正さ、客観性は一層強く担保されるといえます。

## 5. デッドハンド型・スローハンド型の買収防衛策ではないこと

本プランは、その有効期間の満了前であっても、当社取締役会の決議によって廃止することができるため、いわゆるデッドハンド型買収防衛策ではありません。

また、当社の取締役の任期は1年であり、期差任期制ではありませんので、いわゆるスローハンド型の買収防衛策でもありません。

## 第9 株主の皆様への影響

### 1. 本プランの導入時に株主の皆様と与える影響

本プランの導入時点においては、本プランに基づく本新株予約権の無償割当ては行われませんので、株主および投資者の皆様のご権利、利益に直接具体的な影響が生じることはありません。

### 2. 本新株予約権の無償割当て時に株主の皆様と与える影響

当社取締役会が本新株予約権無償割当ての決議において別途定める一定の日における株主の皆様に対し、別途定める割合をもって本新株予約権が無償で割当てられます。株主の皆様は、無償割当ての効力発生日において、当然に新株予約権者となりますので、申込みの手続等は不要です。

そして、当社が、当社取締役会の決定により、新株予約権を行使することができない買付者（以下「行使制限買付者」といいます。）以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、それと引き換えに当社株式を交付する場合、行使制限買付者以外の株主の皆様は、本新株予約権の行使および行使価額相当の金銭の払込をすることなく、当社株式を受領することとなるため、保有する当社株式の希釈化は生じません。

本新株予約権の無償割当てを実施する場合、本新株予

約権の無償割当てに係る基準日を公告し、当該基準日における株主の皆様は本新株予約権が無償にて割り当てられます。

当社取締役会が本新株予約権を取得する旨の決定をした場合、当社は、法定の手續に従い、当社取締役会が別途定める日をもって本新株予約権を取得し、これと引き換えに株主の皆様は当社株式を交付いたします。なお、この場合、かかる株主の皆様には、別途ご自身が行使制限買付者でないこと等についての表明書面等を当社所定の書式によりご提出いただく場合があります。

なお、当社は、本新株予約権の割当ての基準日や本新株予約権の割当ての効力発生後においても、買付者が大量買付行為を撤回した等の事情により、本新株予約権の行使期間開始日の前日までに本新株予約権の割当てを中止し、または当社が本新株予約権者に当社株式を交付することなく無償にて本新株予約権を取得することがあります。これらの場合には、1株当たりの株式の価値の希釈化は生じませんので、1株当たりの株式の希釈化を前提として売買を行った株主や投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

上記のほか、割当て方法、行使の方法および当社による取得の方法の詳細につきましては、本新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会の決議が行われた後、株主の皆様に対して情報開示または通知をいたします。

## 別紙1 特別委員会規則

**第1条** この規則は、当社株券等の大量買付行為に関する対応策（以下、「本対応策」という。）の発動を検討するために取締役会が設置する特別委員会の運営等について定める。

**第2条** 特別委員会の設置は、取締役会の決議により行う。

**第3条** 特別委員会の委員は3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立している次の各号に定める者のいずれかに該当する者の中から、取締役会が選任する。ただし、社外の有識者は、1. または2. の者を除き、当社グループの役員および当社グループと特別の利害関係のある会社以外の会社経営者、官庁出身者、フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士もしくは学識経験者またはこれらに準ずる者でなければならず、また、別途取締役会が指定する善管注意義務条項等を含む契約を当社との間で締結した者でなければならない。

1. 当社社外取締役
2. 当社社外監査役
3. 前各号に定める者以外の社外の有識者

**第4条** 特別委員会委員の任期は、選任後1年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。ただし、取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りでない。

②前項に規定する特別委員のうち、社外取締役または社外監査役である者が、取締役または監査役でなくなった場合には、特別委員会委員としての任期も同時に終了するものとする。ただし、当該特別委員会委員がなお社外の有識者の要件を満たす場合、取締役会は、所定の手続を経て、特別委員会委員として再任することができる。

**第5条** 特別委員会は、次の各号に記載される事項について取締役会から独立して審議・決定し、その決定の内

容を、その理由を付して取締役会に対して勧告するものとする。この場合、特別委員会の委員は、本決定にあたって、会社の企業価値および株主共同の利益に資するか否かの観点から行うことを要し、専ら自己または当社経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。

1. 本新株予約権の無償割当ての実施または不実施
2. 本新株予約権の無償割当ての中止または本新株予約権の無償取得
3. その他取締役会が判断すべき事項のうち、取締役会が特別委員会に諮問した事項

②取締役会は、前項の特別委員会の勧告を最大限尊重して、新株予約権無償割当ての実施または不実施等に関する会社法上の機関としての決議を行うものとする。

③第1項各号に定めるところに加え、特別委員会は、次の各号に記載される事項を行うものとする。

1. 当該買付が本対応策の発動の対象となるかどうかの判断
2. 買付者および取締役会が特別委員会に提供すべき情報およびその回答期限の決定
3. 特別委員会検討期間の設定および延長
4. 買付者の買付の内容の精査・検討
5. 自らまたは取締役会を通じた買付者等との交渉・協議
6. 取締役会への代替案提出の要求、取締役会作成の代替案の検討
7. 本対応策の修正または変更に係る承認
8. その他本対応策において特別委員会が行うことができると定められた事項
9. 特別委員会が行うことができるものとして取締役会が定めた事項

**第6条** 特別委員会は、買付者に対し、買付説明書の記載内容が本対応策に関して要求する情報として不十分であると判断した場合には、本対応策に関して要求する情報を追加的に提出するよう求めるものとする。

②特別委員会は、買付者から買付説明書および前項に規定する本対応策に関して要求する情報が提出された場合、取締役会に対しても、所定の合理的な期間内に、買付者の買付の内容に対する意見およびその根拠資

料、代替案、その他特別委員会が適宜必要と認める情報、資料等を提示するよう要求することができる。

**第7条** 特別委員会は、必要があると判断したとき、自らまたは取締役会を通じて、当社の企業価値および株主共同の利益を守るという観点から買付者の買付の内容を改善させるために、買付者と協議および交渉を行うものとする。

②特別委員会は、前項の規定に基づく結果に従い、株主に対する代替案の提示を行うものとする。

**第8条** 特別委員会は、必要な情報収集を行うため、取締役、監査役、執行役員、従業員、その他特別委員会が必要と認める者の出席を取締役に要求し、特別委員会が求める事項に関する説明を求めることができる。

**第9条** 特別委員会は、当社の費用で、独立した第三者（例えば、フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）の助言を得ること等ができる。

**第10条** 各特別委員会委員は、買付がなされた場合その他いつでも特別委員会を招集することができる。

**第11条** 特別委員会の決議は、原則として、特別委員会の委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。ただし、委員に事故あるときその他やむを得ない事由があるときは、特別委員会委員の過半数が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行うことができる。

以上

## 別紙2 特別委員会委員の候補者

### なかむら のぶお 中村 信男

1991年4月 愛知学院大学法学部専任講師  
1994年4月 早稲田大学商学部専任講師  
1996年4月 早稲田大学商学部助教授  
2001年4月 早稲田大学商学部教授を経て早稲田大学商学学術院教授（現任）

2004年3月 ロンドン大学高等法律研究所訪問研究員（2005年3月まで）  
2007年8月 当社社外取締役就任（2008年8月退任）

### せきね ちかこ 関根 近子

1972年4月 資生堂山形販売株式会社入社  
2006年4月 資生堂販売株式会社（現資生堂ジャパン株式会社）大阪支店 支店長  
2008年4月 株式会社ディシラ本部出向 全国営業本部長  
2009年10月 株式会社資生堂国際マーケティング部美容企画推進室 室長  
2012年4月 同社執行役員

2014年4月 同社執行役員常務  
2016年1月 同社顧問  
2018年4月 株式会社Bマインド代表取締役（現任）  
2018年6月 株式会社バルカー社外取締役（現任）  
2019年8月 当社社外取締役（現任）  
2021年6月 東リ株式会社社外取締役（現任）

### まつお しんきち 松尾 信吉

1991年4月 三菱電機株式会社入社  
1993年3月 横浜市入庁  
1995年10月 太田昭和監査法人（現 EY新日本有限責任監査法人）入所  
1999年4月 公認会計士登録

2018年7月 ネクストリープ株式会社代表取締役（現任）  
2018年10月 株式会社アンビスホールディングス社外監査役（現任）  
2019年6月 生化学工業株式会社社外監査役（現任）  
2019年8月 当社社外監査役（現任）

以上

## 第4号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって取締役を任期満了により退任される今井哲男氏に対し、在任中の功労に報いるため、当社所定の基準による相当額の範囲内で、退職慰労金を贈呈いたしたく、その具体的金額、贈呈の時期および方法等は、取締役会にご一任願いたいと存じます。

退職慰労金については、取締役として当社経営に対し適切に関与し、業務遂行に尽力したため贈呈するものであり、その金額は当社の役員退職慰労金規程に基づき算定し支給するものであるため、相当であると判断しております。

退任取締役の略歴は、次のとおりであります。

氏名	略歴
いまい てるお 今井 哲男	2015年8月 宝印刷株式会社（現 株式会社TAKARA & COMPANY） 取締役（現任）

## 第5号議案 退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件

当社は、役員報酬体系の見直しの一環として、2022年7月8日開催の取締役会において、本総会終結の時をもって、役員退職慰労金制度を廃止することを決議いたしました。

これに伴い、現在、在任中の取締役2名および監査役1名に対し、それぞれの就任時から本総会終結の時までの在任中の功労に報いるため、当社所定の基準による相当額の範囲内で、退職慰労金を贈呈いたしたいと存じます。

また、贈呈の時期は、取締役および監査役を退任する時といたしたいと存じます。なお、その具体的な金額、支給の方法等につきましては、取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議にご一任願いたいと存じます。

退職慰労金については、取締役および監査役として当社経営に対し適切に関与し、業務遂行に尽力したため贈呈するものであり、その金額は当社の役員退職慰労金規程に基づき算定し支給するものであるため、相当であると判断しております。

打ち切り支給の対象となる取締役および監査役の略歴は、次のとおりであります。

氏名	略歴
あくつ せいちろう 堆 誠一郎	1991年8月 宝印刷株式会社（現 株式会社TAKARA & COMPANY） 2002年8月 同社代表取締役社長（現任）
おかだ りゅうすけ 岡田 竜介	2018年8月 宝印刷株式会社（現 株式会社TAKARA & COMPANY） 取締役（現任）
たむら よしのり 田村 義則	2019年8月 宝印刷株式会社（現 株式会社TAKARA & COMPANY） 常勤監査役（現任）

なお、当社は、2019年8月23日開催の第82回定時株主総会において、譲渡制限付株式の付与のための報酬（いわゆるRS）についてご決議いただいております。

以上



(添付書類) **事業報告** 2021年6月1日から2022年5月31日まで

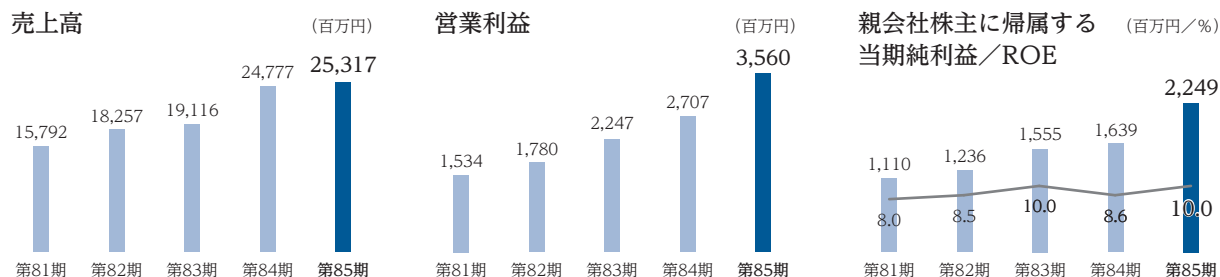
## 1 当社グループの現況

### 1. 財産および損益の状況

(連結)		第81期 (2018年5月期)	第82期 (2019年5月期)	第83期 (2020年5月期)	第84期 (2021年5月期)	第85期 (2022年5月期)
売上高	(百万円)	15,792	18,257	19,116	24,777	25,317
営業利益	(百万円)	1,534	1,780	2,247	2,707	3,560
売上高営業利益率	(%)	9.7	9.7	11.8	10.9	14.1
経常利益	(百万円)	1,679	1,904	2,363	2,881	3,680
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	1,110	1,236	1,555	1,639	2,249
1株当たり当期純利益	(円)	99.39	110.63	139.01	130.01	171.29
包括利益	(百万円)	1,318	1,355	1,747	2,584	2,150
総資産	(百万円)	19,720	22,201	26,450	30,972	30,923
純資産	(百万円)	14,544	15,359	16,582	22,468	23,363
1株当たり純資産額	(円)	1,274.72	1,342.03	1,437.01	1,672.20	1,754.86
自己資本比率	(%)	72.3	67.6	60.8	70.8	74.6
自己資本利益率 (ROE)	(%)	8.0	8.5	10.0	8.6	10.0
株価収益率	(倍)	19.6	14.6	13.6	13.2	10.6
配当性向	(%)	50.3	45.2	38.8	41.5	33.9
営業活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	1,487	1,800	3,069	2,530	2,743
投資活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	△850	△777	△5,187	△1,356	△898
財務活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	△481	△29	1,476	1,193	△1,234
現金及び現金同等物の期末残高	(百万円)	6,746	7,840	7,260	9,640	10,191

(注) 1. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)を第82期(2019年5月期)の期首から適用し、第81期(2018年5月期)に係る総資産および自己資本比率については、当該会計基準を遡って適用した後の数値で表示しております。

2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用し、第85期(2022年5月期)にかかる各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。



## 2. 主な事業内容

当社グループの主な事業は、日本国内の上場会社を中心としたディスクロージャー関連事業と、日本国内および米国を中心とした通訳・翻訳事業です。具体的には、ディスクロージャー関連事業では、株式上場申請書類などのIPO（新規上場）関連サービスから、金融商品取引法や投資信託法関連サービス、株主総会招集通知などの会社法関連サービスに加え、IR（インベスター・リレーションズ）、事業報告書や株主通信などのSR（シェアホルダー・リレーションズ）、統合報告書やCSR報告書などのESGといった任意開示関連サービスも手掛けるとともに、国内企業の海外投資家向けIR支援を提供しております。

通訳・翻訳事業では、国際会議やイベント、シンポジウム等における通訳サービスのほか、一般的な翻訳サービスに加えて欧米企業が日本でサービスを提供する際の読み手への高い訴求力が求められるローカライズやトランスクリプション（マーケティング/クリエイティブ色の強い翻訳）サービスも提供しております。

当社グループでは経営成績を「ディスクロージャー関連事業」および「通訳・翻訳事業」の2区分で報告しており、このうちディスクロージャー関連事業は、売上高の観点から右のように製品区分別の情報を補足してご説明しております。

いずれの製品区分においても、当社グループが自前で印刷工場を保有し、秘匿性・迅速性が求められるディスクロージャーとIR特有のプロフェッショナルとしてのノウハウが、共通の強みとなっております。

## 3. 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、年度を通じ新型コロナウイルス感染症の波及変異株の出現等により、まん延防止等重点措置の実施や緊急事態宣言が再発出されるなど、外出等の移動やイベント開催等における制限の緩和は繰り返し見直しを余儀なくされましたが、延期されていた東京2020オリンピック、パラリンピックは昨年開催され、また今年3月下旬から期末に向けては、まん延防止等重点措置の実施も終わり、日常生活や海外渡航にはまだ一部制限が残るものの、経済活動は回復の基調を見せ始めました。

こうした状況のもと、当社グループのディスクロージャー関連事業に関係が深い国内株式市場においては、ワクチン接種の進展や日本国内での収束傾向などから昨年9月には日経平均株価が一時30,000円台に回復しましたが、その後、米中対立の激化や米国のインフレ懸念の強まりと金融引き締めによる米国株式の下落、今年2月からのロシア・ウクライナ情勢の緊迫化

## ディスクロージャー関連事業の製品区分

### ■ 金融商品取引法関連製品

主な製品	有価証券報告書、四半期報告書、有価証券届出書、目論見書、上場申請のための関係書類、WizLabo、他
重要な要素	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 正確で適切な書類チェック</li> <li>● XBRLデータを含む提出書類作成用システムの優位性</li> <li>● IPO企業の上場申請書類作成を通じた育成・指導</li> </ul>

### ■ 会社法関連製品

主な製品	株主総会招集通知、決議通知、配当金関係書類、他
重要な要素	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 正確で適切な書類チェック</li> <li>● 顧客のニーズおよび多くの顧客事例に基づくトレンドを押さえた提案力</li> </ul>

### ■ IR関連製品

主な製品	株主通信（事業報告書）、ディスクロージャー誌（金融法人）、アニュアルレポート、CSR報告書、統合報告書、会社案内、他
重要な要素	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 顧客のニーズおよび多くの顧客事例に基づくトレンドを押さえた提案力</li> <li>● 優れたデザイン力</li> <li>● 投資家の意識に届く企画コンサルティング</li> </ul>

### ■ その他製品

主な製品	株主優待、法定公告、一般印刷物、他
重要な要素	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 適切な企画提案力</li> <li>● 顧客の問題解決能力</li> </ul>

などを背景に、一時26,000円を割り込み、25,000円台から30,000円台の水準を推移しました。

通訳・翻訳事業は、特に通訳事業における主たる事業領域である大規模な国際会議やイベントの開催に対し、海外渡航を含め引き続き一定の制限が課されているものの、海外との対面での交渉やオンラインの形で国際会議などの通訳機会は回復してきています。

このような事業環境において、当社グループは新型コロナウイルス感染症拡大に伴う資本市場、経済活動の停滞、感染拡大を契機とした情報開示充実への要請とWeb化、オンライン化、事業体のグローバル化への動きは今後も一層進展していくものと考えております。

with/afterコロナを見据え、多様化するお客様のニーズにお応えするべくお客様の決算開示実務の一層の利便性向上を推進する次世代の決算プロセス自動化ツール「WizLabo（ウィズラボ）」をリリースし、導入社数の増加に注力してまいりました。また、コーポ

レートガバナンス・コード適用や東京証券取引所における今年4月からの新市場区分への移行に伴い積極性を増すステークホルダーとの対話や非財務情報開示の充実化への需要に対する製品やサービスの提供、「ネットで招集」や株主総会の動画配信（ライブ・オンデマンド）をはじめとする株主総会プロセスの電子化への対応にも取り組んでまいりました。

また、afterコロナにおいても一定規模でリモートワークや遠隔会議の環境は定着していくことが予想されます。通訳事業でコロナ禍の中、遠隔同時通訳プラットフォーム“interprefy”は、従来よりも安価で、簡便な形で大規模なイベントの通訳や、通訳者自身が海外渡航を行わずとも国内から、海外における異言語の会議の通訳を可能にし、一気に普及しています。これからの経済社会の変化において通訳事業が成長するための基盤の一つを構築するものになると捉えております。

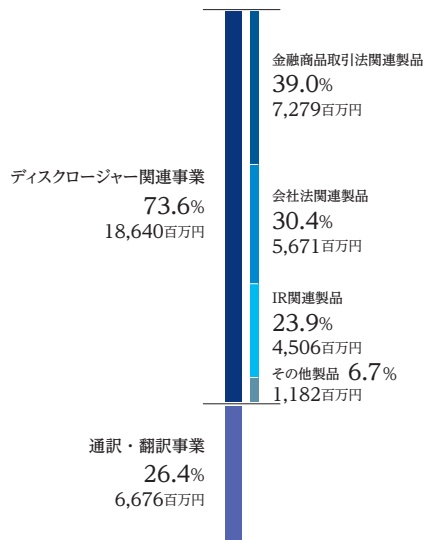
その結果、当連結会計年度の売上高は25,317百万円（前連結会計年度比540百万円増、同2.2%増）となりました。利益面については、営業利益は3,560百万円（同853百万円増、同31.5%増）、経常利益は3,680百万円（同799百万円増、同27.7%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は2,249百万円（同610百万円増、同37.2%増）となりました。

#### セグメント別の状況

売上高をセグメント別にご説明いたしますと、次のとおりであります。

なお、セグメントの業績数値は、セグメント間の内部売上高または振替高を相殺消去し記載しております。

#### セグメント別売上高構成比



### ディスクロージャー関連事業

売上高 **18,640**百万円 前連結会計年度比 **1.7%**減

当セグメントにおきましては、開示書類作成支援システムや株主総会関連商材の売上が増加しましたが、収益認識に関する会計基準等の適用による影響額△1,418百万円により、売上高は18,640百万円（同326百万円減、同1.7%減）、セグメント利益は2,763百万円（同253百万円増、同10.1%増）となりました。

従来と同様に「ディスクロージャー関連事業」を製品区分別にご説明いたしますと、次のとおりであります。

#### ■ 金融商品取引法関連製品

売上高 **7,279**百万円 前連結会計年度比 **2.6%**増

収益認識に関する会計基準等の適用による影響額△27百万円はありましたが、次世代の決算プロセス自動化ツール「WizLabo（ウィズラボ）」の導入顧客数が増加したことにより、売上高は7,279百万円（同184百万円増、同2.6%増）となりました。

#### ■ 会社法関連製品

売上高 **5,671**百万円 前連結会計年度比 **3.7%**増

収益認識に関する会計基準等の適用による影響額△87百万円はありましたが、株主総会招集通知および関連文書の翻訳、株主総会動画配信の売上増加により、売上高は5,671百万円（同201百万円増、同3.7%増）となりました。

#### ■ IR関連製品

売上高 **4,506**百万円 前連結会計年度比 **12.8%**増

統合報告書の売上が増加したことにより、売上高は4,506百万円（同510百万円増、同12.8%増）となりました。

#### ■ その他製品

売上高 **1,182**百万円 前連結会計年度比 **50.8%**減

株主優待関連の売上が増加しましたが、収益認識に関する会計基準等の適用による影響額△1,303百万円により、売上高は1,182百万円（同1,223百万円減、同50.8%減）となりました。

### 通訳・翻訳事業

売上高 **6,676**百万円 前連結会計年度比 **14.9%**増

当セグメントにおきましては、売上高は6,676百万円（同866百万円増、同14.9%増）となりました。通訳事業では、“interprefy”等を活用したオンライン会議形式が普及したこと、また、未だ渡航制限は残

るものの下半期は大型会議も一部再開され、売上は大幅に増加しました。翻訳事業では、堅調な大手顧客に加え新規顧客を開拓し、経営関連やマーケティング、医薬、AI関連等の領域の文書を中心に売上を大きく伸ばしました。

利益面では、売上の増加に加え、生産性の改善、販売管理費のコスト削減効果もあり、セグメント利益は222百万円（前連結会計年度はセグメント損失437百万円）となりました。

## 4. 設備投資の状況

当連結会計年度に実施いたしました設備投資の総額は944百万円であり、その内訳は、有形固定資産57百万円、無形固定資産887百万円であります。主なものは、決算プロセス自動化ツール（WizLabo）の開発によるものであります。現在も、ユーザーニーズに応えるため継続してシステム開発および保守に取り組んでおります。なお、重要な設備の除却または売却はありません。

## 5. 事業の譲渡等の状況

当連結会計年度において、特記すべき事項はありません。

## 6. 対処すべき課題

当社グループにとって対処すべき課題は、次のとおりであります。

### (1) グループ経営の強化

当社グループは、継続的に中期経営計画を策定・公表しております。この目標を達成するために、持株会社体制による戦略機能を活かし、グループ間シナジーの創出を通じて当社グループが一丸となり、各社の強みを発揮して企業価値の最大化を実現してまいります。

### (2) 新規事業の開拓と育成

当社グループがさらに飛躍するためには、新規事業の開拓と育成が必要と考えております。当社グループは、ディスクロージャー&IR事業を基盤として、その周辺分野へサービスの範囲を拡げ、新規事業の開拓と育成、特に、通訳・翻訳に関する事業リソースを生かしてグローバルな領域に拡大を図っていくことを進めてまいります。

### (3) 開示支援サービスの信頼性向上

ディスクロージャー&IR事業の環境変化とお客様のニーズを的確に捉え、効率的で使いやすい決算プロセス自動化ツールの提供と決算開示支援サービスの拡充、ディスクロージャー関連法令等の改正に関するアドバイスやIPO、ESGコンサルティングサービスの品質の向上など、従来の業務のクオリティをさらに改善し、お客様の信頼に添えてまいります。

お客様に満足していただけるサービスの提供を通じて、信頼性の向上を図り、法定開示書類、任意開示書類の受注拡大、IPOにおける受注強化を目指してまいります。

### (4) 株主総会プロセスの電子化への対応

株主総会プロセスの電子化は、印刷物の減少による売上縮小につながるリスクがあります。これに対し、法令に則った株主総会招集通知を作成し、お客様企業の事業内容等をわかりやすく株主に伝えるというサービス提供を通じ築き上げてきた本質的な部分での当社グループの優位性を基盤とし、「ネットで招集」やWeb開示支援サービス等、新サービスの開発ならびに会社法関連製品の強化により、株主総会招集通知の電子化への対応をはじめとする多様化・高度化する情報開示のニーズへの対応に取り組んでまいります。

### (5) 通訳・翻訳事業の拡大と高品質+αの競争優位性の確立

ローカライズやトランスクリエーション（マーケティング/クリエイティブ色の強い翻訳）サービスのさらなる拡大と、通訳者・翻訳者ネットワークの強化によるさらなる高品質サービスの提供、機械翻訳の品質向上、遠隔通訳サービスの拡大によるお客様の利便性向上により、通訳・翻訳事業の高品質+αの競争優位性の確立を実現してまいります。

## 7. 主要な事業所および工場

### (1) 事業所

当社本社

東京都豊島区高田三丁目28番8号

### (2) 子会社の主要な事業所および工場の状況

宝印刷株式会社

本社

東京都豊島区高田三丁目28番8号

本社別館工場

東京都豊島区高田三丁目23番9号

本社別館クリスタルエイトビル

東京都豊島区高田三丁目23番10号

浮間工場

東京都北区浮間四丁目24番23号

名古屋支店

名古屋市中区錦一丁目20番25号

大阪支店

大阪市中央区瓦町三丁目6番5号

大阪支店別館工場

大阪市中央区上町一丁目24番17号

札幌営業所

札幌市中央区大通西十一丁目4番

広島営業所

広島市中区紙屋町一丁目1番20号

福岡営業所

福岡市中央区天神二丁目14番2号

株式会社サイマル・インターナショナル

東京都中央区銀座七丁目16番12号

株式会社サイマル・ビジネスコミュニケーションズ

東京都中央区銀座七丁目16番12号

株式会社十印

東京都中央区銀座七丁目16番12号

TOIN AMERICA INC.

970W. 190Th Street, Suite 920 Torrance, CA 90502

株式会社タスク

東京都豊島区高田三丁目13番2号

株式会社スリー・シー・コンサルティング

東京都豊島区高田三丁目14番29号

株式会社イーツー

東京都豊島区高田三丁目32番1号

TAKARA INTERNATIONAL (HONG KONG) LIMITED

Room 1804, 18/F., 168 Sai Yeung Choi Street, Mong Kok, Kowloon, Hong Kong

ディスクロージャー・イノベーション株式会社

東京都豊島区高田三丁目28番8号

株式会社ディスクロージャー&IR総合研究所

東京都豊島区高田三丁目32番1号

仙台宝印刷株式会社

仙台市宮城野区榴岡四丁目2番3号

株式会社TAKARA Solutions & Services

東京都豊島区高田三丁目13番2号

Translasia Holdings Pte. Ltd.

6 Shenton Way, #22-08, OUE Downtown 2, Singapore 068809

一般社団法人日本IPO実務検定協会

東京都豊島区高田三丁目28番8号

## 8. 重要な親会社および子会社の状況

### (1) 親会社の状況

該当事項はありません。

### (2) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
宝印刷株式会社	200,000千円	100.00%	ディスクロージャーならびにIR関連物のコンサルティング、制作、印刷等
株式会社サイマル・インターナショナル	40,000千円	100.00%	通訳・翻訳サービス、通訳機材・会議機材運用事業等
株式会社サイマル・ビジネスコミュニケーションズ	20,000千円	100.00% (100.00%)	通訳・翻訳人材派遣紹介事業等
株式会社十印	99,980千円	100.00%	翻訳サービス等
TOIN AMERICA INC.	250,000.00 \$	90.00% (80.00%)	翻訳サービス等
株式会社タスク	35,000千円	95.00%	IPO予定会社および上場会社向けコンサルティングサービス等
株式会社スリー・シー・コンサルティング	50,000千円	69.51%	ソフトウェアの販売および保守
株式会社イーツー	15,000千円	86.66%	システム開発およびWebサイト制作

(注) 当社の出資比率欄の( )内は、間接所有割合で内数であります。

### (3) 特定完全子会社に関する事項

会社名	住所	帳簿価額の合計額	当社の総資産額
株式会社サイマル・インターナショナル	東京都中央区銀座七丁目16番12号	4,949,368千円	22,483,020千円

## 9. 従業員の状況

### (1) 当社グループの状況

区分	従業員数 (名)
ディスクロージャー関連事業	754 [90]
通訳・翻訳事業	294 [36]
全社 (共通)	38 [-]
合計	1,086 [126]

### (2) 当社

従業員数 (名)	平均年齢 (歳)	平均勤続年数 (年)
38 [-]	43.9	16.3

(注) 1. 従業員数は就業人員であります。

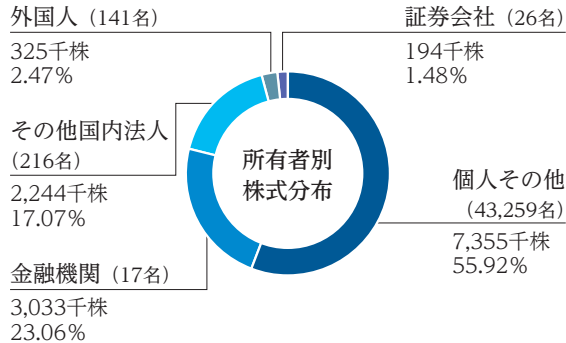
2. 従業員数欄の【外書】は、派遣社員、パートタイマーおよびアルバイトの臨時従業員の年間平均雇用人員であります。

## 2 株式の状況

(1) 発行可能株式総数 37,000,000株

(2) 発行済株式の総数 13,153,293株

(3) 株主数 43,659名



(4) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	1,166	8.87
株式会社野村	632	4.81
株式会社みずほ銀行	544	4.14
株式会社三井住友銀行	476	3.62
光通信株式会社	341	2.59
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	301	2.29
TAKARA & COグループ社員持株会	238	1.81
野村朱実	178	1.35
三井住友信託銀行株式会社	169	1.29
明治安田生命保険相互会社	168	1.28

(注) 持株比率は自己株式 (7,268株) を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当社は、取締役 (非常勤取締役および社外取締役を除く) および執行役員に対して譲渡制限付株式報酬制度を導入しており、当連結会計年度に交付した株式報酬は次のとおりです。対象取締役および執行役員の計5名に対し、譲渡制限付株式として2021年9月24日付けで当社普通株式8,500株を交付いたしました。

役員区分	株式数 (株)	交付を受けた者の人数 (名)
取締役 (社外取締役を除く)	7,000	3
執行役員	1,500	2

(注) 当社の株式報酬の内容につきましては、「3 役員の状況 4. 役員報酬の内容」に記載のとおりであります。

## 3 役員の状況

### 1. 取締役および監査役の氏名等

地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	堆 誠一郎	宝印刷株式会社代表取締役社長
取締役	今井 哲男	宝印刷株式会社取締役常務執行役員
取締役	岡田 竜介	常務執行役員総合企画部担当 宝印刷株式会社取締役常務執行役員 株式会社サイマル・インターナショナル代表取締役会長 株式会社十印代表取締役会長
取締役	井植 敏雅	株式会社エンプラス社外取締役（監査等委員） 亀田製菓株式会社社外取締役 株式会社西島製作所社外取締役（監査等委員）
取締役	関根 近子	株式会社Bマインド代表取締役 株式会社バルカー社外取締役 東リ株式会社社外取締役
取締役	椎名 茂	uMi株式会社代表取締役会長 株式会社ミクニ社外取締役 株式会社ホットリンク社外取締役 C Channel株式会社社外監査役
常勤監査役	田村 義則	
監査役	松尾 信吉	ネクストリープ株式会社代表取締役 株式会社アンビスホールディングス社外監査役 生化学工業株式会社社外監査役
監査役	高野大滋郎	TMI総合法律事務所パートナー（弁護士）

- (注) 1. 取締役のうち井植敏雅氏、関根近子氏および椎名茂氏は、社外取締役であります。なお、3氏は東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
2. 監査役のうち松尾信吉氏および高野大滋郎氏は、社外監査役であります。なお、両氏は東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
3. 監査役松尾信吉氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 社外取締役および社外監査役の重要な兼職先と当社との関係は次のとおりです。
- ・取締役井植敏雅氏が兼職する株式会社エンプラスおよび亀田製菓株式会社と当社との間に重要な取引その他の関係はありません。株式会社西島製作所と当社グループの間に営業上の取引がありますがその額は当期連結売上高の1%未満と僅少であります。
  - ・取締役関根近子氏が兼職する株式会社Bマインドとの間に重要な取引その他の関係はありません。株式会社バルカーおよび東リ株式会社と当社グループの間に営業上の取引がありますがその額は当期連結売上高の1%未満と僅少であります。
  - ・取締役椎名茂氏が兼職するuMi株式会社、株式会社ミクニおよびC Channel株式会社との間に重要な取引その他の関係はありません。株式会社ホットリンクと当社グループの間に営業上の取引がありますがその額は当期連結売上高の1%未満と僅少であります。
  - ・監査役松尾信吉氏が兼職するネクストリープ株式会社との間に重要な取引その他の関係はありません。株式会社アンビスホールディングスおよび生化学工業株式会社と当社グループとの間に営業上の取引がありますがその額は当期連結売上高の1%未満と僅少であります。
  - ・監査役高野大滋郎氏が兼職するTMI総合法律事務所と当社グループの間に営業上の取引がありますがその額は当期連結売上高の1%未満と僅少であります。
5. 2021年8月27日開催の第84回定時株主総会終結の時をもって、加島英一氏および津田晃氏は取締役を任期満了により退任し、大西裕氏は監査役を辞任により退任いたしました。



6. 当事業年度中に生じた取締役の地位および担当ならびに重要な兼職の状況の異動は、次のとおりであります。

氏名	地位および担当ならびに重要な兼職の状況		異動年月日
	異動後	異動前	
岡田 竜介	取締役常務執行役員総合企画部担当 (兼職) 宝印刷株式会社取締役常務執行役員 株式会社サイマル・インターナショナル 代表取締役会長 株式会社十印代表取締役会長	取締役常務執行役員総合企画部長 (兼職) 宝印刷株式会社取締役常務執行役員 株式会社サイマル・インターナショナル 代表取締役会長 株式会社十印代表取締役会長	2021年7月1日
	取締役 (兼職) 株式会社Bマインド代表取締役 株式会社バルカー社外取締役 東リ株式会社社外取締役	取締役 (兼職) 株式会社Bマインド代表取締役 株式会社バルカー社外取締役	
椎名 茂	取締役 (兼職) Digital Entertainment Asset Pte.Ltd. CEO 株式会社ミクニ社外取締役 株式会社ホットリンク社外取締役 C Channel株式会社社外監査役	取締役 (兼職) Digital Entertainment Asset Pte.Ltd. CEO 株式会社ミクニ社外取締役 株式会社ホットリンク社外取締役	2021年6月25日
	取締役 (兼職) uMi株式会社代表取締役会長 株式会社ミクニ社外取締役 株式会社ホットリンク社外取締役 C Channel株式会社社外監査役	取締役 (兼職) Digital Entertainment Asset Pte.Ltd. CEO 株式会社ミクニ社外取締役 株式会社ホットリンク社外取締役 C Channel株式会社社外監査役	2022年1月1日

7. 当事業年度末日後に生じた取締役の地位および担当ならびに重要な兼職の状況の異動は、次のとおりであります。

氏名	地位および担当ならびに重要な兼職の状況		異動年月日
	異動後	異動前	
井植 敏雅	取締役 (兼職) 株式会社エンプラス社外取締役（監査等 委員） 亀田製菓株式会社社外取締役 株式会社西島製作所社外取締役	取締役 (兼職) 株式会社エンプラス社外取締役（監査等 委員） 亀田製菓株式会社社外取締役 株式会社西島製作所社外取締役（監査等 委員）	2022年6月28日

## 2. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者は、当社および当社子会社の会社法上の取締役、監査役および執行役員制度上の執行役員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。

被保険者が業務遂行に起因して損害賠償請求がなされたことによって被る法律上の損害賠償金および争訟費用は、当該保険契約により填補することとしております。当該保険契約には、被保険者の違法な私的利益供与、インサイダー取引、犯罪行為等による賠償責任は填補の対象とされない旨の免責事項が付されております。

### 3. 社外役員 の 活動 状況

各社外役員には、経営者としての豊富な経験や、法律、会計の専門家としての視点から、M&Aの実行や働き方改革といった重要案件を中心として有用なご意見をいただいております。

役職および氏名		出席状況	発言状況および社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	井植 敏雅	取締役会14/14回 (100%)	経営者としての豊富な経験と幅広い知見を有しており、経営に有用な発言を積極的に行っております。重要事項の決定に関し、様々な視点からの提言を行うなど、社外取締役としての役割を適切に果たしております。
取締役	関根 近子	取締役会14/14回 (100%)	他社の代表取締役および社外取締役を務めるなど豊富な経験と幅広い知見を有しており、経営に有用な発言を積極的に行っております。人材育成について具体的な提言を行うなど、社外取締役としての役割を適切に果たしております。
取締役	椎名 茂	取締役会10/10回 (100%)	他社の代表取締役および社外取締役を務めるなど豊富な経験と幅広い知見を有しており、経営に有用な発言を積極的に行っております。M&Aや情報技術について具体的な提言を行うなど、社外取締役としての役割を適切に果たしております。
監査役	松尾 信吉	取締役会14/14回 (100%) 監査役会12/12回 (100%)	主に公認会計士としての専門的見地からの発言を行っております。
監査役	高野大滋郎	取締役会10/10回 (100%) 監査役会 9 / 9 回 (100%)	主に弁護士としての専門的見地からの発言を行っております。

(注) 椎名茂氏、高野大滋郎氏は、2021年8月27日開催の第84回定時株主総会において新たに選任され、就任いたしましたので、当事業年度の取締役会および監査役会への出席状況は就任後の取締役会および監査役会の出席回数を記載しております。

### 4. 役員報酬の内容

#### (1) 報酬決定の方針および手続

当社の役員報酬は、株主総会で承認された報酬限度額内で算出しており、この点で株主の皆様の監視が働く仕組みとなっております。取締役の報酬額は、2021年8月27日開催の第84回定時株主総会において、年額1億8,000万円以内（うち社外取締役分は年額3,000万円以内、ただし使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は6名（うち社外取締役は3名）であります。また、監査役報酬額は、2006年8月24日開催の第69回定時株主総会において、年額4,000万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は4名（うち社外監査役は2名）であります。

当社は役員報酬等の額、またはその算定方法の決定に関する方針の決定権限は取締役会が有しており、その内容は、株主の中長期的利益に連動するとともに、当社グループの持続的な成長と社会的な存在価値および企業価値の向上に資するよう、金額は、職務、業績、貢献度等を総合的に勘案し、取締役の意欲をより

高めることのできる、適切、公正かつバランスの取れたものとするにしています。独立社外取締役の報酬等は、各独立社外取締役の職責を反映したものとし、かつ、株式関連報酬その他の業績連動型の要素が含まれてはならないものとしています。

取締役の報酬については、基本報酬、短期インセンティブとしての賞与、中長期的インセンティブとしての譲渡制限付株式報酬（非常勤取締役および社外取締役を除く）、退職慰労金で構成しております。

取締役の報酬額は、あらかじめ代表取締役社長より指名・報酬委員会に諮問のうえ、前記に従い当社が定めた決定方針に基づき、取締役会において決定します。また、執行役員の報酬額についても同様に決定します。当事業年度においては、承認された報酬限度額内において、個別の基本報酬額および賞与額については、各役員の職務、業績、貢献度のほか経営環境等を踏まえ業績評価を行い、妥当と考えられる世間水準等をもとに設定し、独立社外取締役に諮問のうえ、2021年7月8日および2021年8月27日開催の取締役会にて決定しております。なお、役員退職慰労金（以下「本制度」という。）については、株主総会での決議を前提に、当社の役員退職慰労金規程の定めに基づき職務、在任年数等に応じて算定してまいりましたが、役員報酬制度の見直しの一環として、当社は2019年度より常勤取締役等を対象とした譲渡制限付株式の付与制度（以下「RS」）を導入済みであり、後払い的要素のある本制度を廃止し、RSへの一本化を図るため、2022年7月8日開催の取締役会において本制度を廃止することを決議し、2022年8月26日開催の第85回定時株主総会終結のときをもって廃止することといたします。また、本制度の廃止に伴い、引き続き在任する取締役（社外取締役は除く）および監査役（社外監査役は除く）に対し、本制度廃止までの在任期間に対する退職慰労金を打ち切り支給することを同株主総会において決議することとしており、その支給時期につきましては、対象となる取締役または監査役の退任時としております。

取締役に対する譲渡制限付株式報酬（非常勤取締役および社外取締役を除く）については、前記の株主総会で決議された報酬枠とは別枠で、2019年8月23日開催の第82回定時株主総会において対象取締役（非常勤取締役および社外取締役を除く）に対して譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することを決議しており、支給する金銭報酬債権の総額は年額1億円以内、当社が発行または処分する普通株式の総数は年55,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む）または株式併合が行われた場合そのほか譲渡制限付株式として発行または処分される当社の普通株式の総額の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総額を、合理的な範囲で調整する。）としております。当該株主総会終結時点の対象取締役の員数は4名であります。

取締役会は、当事業年度に係る報酬等の内容は、承認された限度額内においてあらかじめ指名・報酬委員会へ諮問され、取締役個人別報酬の額および算定方法の決定権限を有する各取締役により構成される取締役会において整合性も含め審議し、決定されたものであることから、決定方針に沿うものであると判断しております。

各監査役の報酬については、株主総会で承認された前記の報酬限度額内において、監査役の協議により決定しております。

## 事業報告 3 役員の状況

### 4 会計監査人に関する事項

#### (2) 非金銭報酬等に関する事項

当社では、非金銭報酬として、対象取締役（非常勤取締役および社外取締役を除く）に対して譲渡制限付株式報酬を交付することとしており、導入の目的や内容については（1）に記載のとおりです。

#### (3) 報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額（千円）				対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	賞与	譲渡制限付 株式報酬	退職慰労金	
取締役（社外取締役を除く）	106,876	65,910	24,550	9,066	7,350	5
監査役（社外監査役を除く）	16,996	11,440	4,900	—	696	1
社外取締役	18,000	16,500	1,500	—	—	3
社外監査役	10,000	9,000	1,000	—	—	3

(注) 1. 退職慰労金については、当事業年度に計上した役員退職慰労引当金繰入額8,046千円（取締役7,350千円、監査役696千円）であります。

2. 上記支給額のほか、2021年8月27日開催の第84回定時株主総会決議に基づき、退任取締役1名に対して10,912千円の役員退職慰労金を支給しております。

## 4 会計監査人に関する事項

### 1. 会計監査人の名称

和泉監査法人

### 2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

#### (1) 会計監査人の報酬額の同意について

監査役会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、前期の監査実績の分析・評価、監査計画における監査時間・配員計画、会計監査人の職務遂行状況、報酬見積の相当性などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬額につき会社法第399条第1項の同意を行っております。

#### (2) 会計監査人に対する報酬の内容

	監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)
当社	25,000	—
連結子会社	—	—
計	25,000	—

(注) 当社と和泉監査法人との間の監査契約においては、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、上記の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めて記載しております。

### 3. 非監査業務の内容

当連結会計年度において、特記すべき事項はありません。

### 4. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。また、監査役会は、会計監査人の職務遂行状況等を総合的に判断し、監査の適正性および信頼性が確保できないと認めたときは、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

### 5. 監査役会が会計監査人を適切に選定し適切に評価するための方針

監査役会は、会計監査人の選解任等の議案決定権を行使するに際して、現任の会計監査人の監査活動の適切性・妥当性を評価します。監査役は経営執行部門から会計監査人の活動実態について報告聴取するほか、自ら事業年度を通して、会計監査人から会計監査についての報告聴取、現場立会いを行い、会計監査人が監査品質を維持し適切に監査しているか評価します。また、会計監査人の独立性、法令等の遵守状況についても検討を行います。

## 5 剰余金の配当等の決定に関する基本方針

当社は、株主の皆様への長期的利益還元を重要な経営課題の一つと考え、安定配当を行うことを基本とし、企業体質の強化および今後の事業展開を勘案したうえで、業績に応じた配当を行うこととしております。また、当社の剰余金の配当は、中間配当および期末配当の年2回を基本的な方針としております。

この基本方針のもと、現在、業務遂行を円滑に実施するために必要な内部留保はできているものと考え、可能な限り配当金として株主の皆様へ還元することとしております。

なお、自己株式の取得につきましては、株主の皆様への利益還元と資本効率の向上を目的に、当社株式の流動性等を勘案しつつ、必要に応じて実施することとしております。

---

(注) 本事業報告中の記載金額および株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 連結計算書類

## 連結貸借対照表

単位：千円

科目	金額	
	第85期 (2022年5月31日現在)	(ご参考) 第84期 (2021年5月31日現在)
<b>資産の部</b>		
流動資産	16,577,849	15,962,193
現金及び預金	10,296,495	9,744,552
受取手形及び売掛金	—	4,409,458
受取手形	79,695	—
売掛金	4,371,328	—
仕掛品	1,176,782	1,034,440
原材料及び貯蔵品	33,306	30,796
その他	630,589	744,242
貸倒引当金	△10,348	△1,298
固定資産	14,346,066	15,010,130
有形固定資産	4,212,691	4,349,647
建物及び構築物	713,643	762,476
機械装置及び運搬具	213,899	279,546
土地	3,154,695	3,154,695
その他	130,452	152,928
無形固定資産	5,898,704	6,053,499
のれん	2,319,818	2,529,333
顧客関連資産	881,059	991,191
ソフトウェア	2,042,568	2,004,046
ソフトウェア仮勘定	269,659	104,577
その他	385,597	424,350
投資その他の資産	4,234,671	4,606,984
投資有価証券	2,884,423	3,052,710
退職給付に係る資産	276,116	205,807
繰延税金資産	208,332	311,145
その他	876,195	1,050,352
貸倒引当金	△10,396	△13,031
資産合計	30,923,916	30,972,324

科目	金額	
	第85期 (2022年5月31日現在)	(ご参考) 第84期 (2021年5月31日現在)
<b>負債の部</b>		
流動負債	6,186,960	6,900,298
買掛金	1,865,097	1,889,344
短期借入金	106,000	222,500
1年内返済予定の長期借入金	140,884	140,884
リース債務	1,779	4,272
未払法人税等	449,856	973,406
未払費用	1,691,931	1,577,473
契約負債	1,154,452	—
役員賞与引当金	49,060	46,160
その他	727,898	2,046,256
固定負債	1,373,209	1,603,758
長期借入金	191,956	332,840
リース債務	—	1,779
繰延税金負債	633,854	685,184
役員退職慰勞引当金	79,408	81,106
退職給付に係る負債	463,121	501,520
その他	4,869	1,326
負債合計	7,560,169	8,504,056
<b>純資産の部</b>		
株主資本	21,979,521	20,685,265
資本金	2,278,271	2,278,271
資本剰余金	4,432,688	4,381,031
利益剰余金	15,275,005	14,065,177
自己株式	△6,445	△39,214
その他の包括利益累計額	1,089,599	1,234,499
その他有価証券評価差額金	634,974	737,956
為替換算調整勘定	5,915	△3,016
退職給付に係る調整累計額	448,708	499,559
非支配株主持分	294,625	548,501
純資産合計	23,363,746	22,468,267
負債純資産合計	30,923,916	30,972,324

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結損益計算書

単位：千円

科 目	金 額			
	第85期 (2021年6月1日から2022年5月31日まで)		(ご参考) 第84期 (2020年6月1日から2021年5月31日まで)	
売上高		25,317,659		24,777,462
売上原価		14,413,296		14,586,877
売上総利益		10,904,362		10,190,585
販売費及び一般管理費		7,343,810		7,483,525
営業利益		3,560,551		2,707,059
営業外収益				
受取利息	114		161	
受取配当金	48,398		42,469	
不動産賃貸料	22,574		23,909	
受取手数料	40,061		35,762	
保険返戻金	3,120		12,136	
投資事業組合運用益	23,669		16,832	
助成金収入	3,861		79,735	
その他	27,444	169,243	20,333	231,340
営業外費用				
支払利息	4,584		11,876	
売上割引	8,290		12,119	
株式交付費	—		3,654	
為替差損	34,128		28,944	
その他	2,461	49,464	789	57,384
経常利益		3,680,330		2,881,015
特別利益				
投資有価証券売却益	11,881	11,881	135,301	135,301
特別損失				
固定資産売却損	203		—	
固定資産除却損	2,344		3,500	
投資有価証券売却損	—		332	
投資有価証券評価損	59,915	62,463	79,787	83,620
税金等調整前当期純利益		3,629,748		2,932,695
法人税、住民税及び事業税	1,032,672		1,388,838	
法人税等調整額	296,325	1,328,998	△260,157	1,128,681
当期純利益		2,300,749		1,804,014
非支配株主に帰属する当期純利益		51,077		164,449
親会社株主に帰属する当期純利益		2,249,672		1,639,564

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 計算書類

## 貸借対照表

単位：千円

科 目	金 額	
	第85期 (2022年5月31日現在)	(ご参考) 第84期 (2021年5月31日現在)
<b>資産の部</b>		
流動資産	4,738,084	2,987,827
現金及び預金	4,342,224	2,380,531
売掛金	111,845	177,891
その他	284,015	429,403
固定資産	17,744,936	17,916,050
有形固定資産	3,782,986	3,828,949
建物	595,344	632,041
構築物	1,488	1,716
車両運搬具	1,617	4,044
工具、器具及び備品	29,840	36,451
土地	3,154,695	3,154,695
無形固定資産	43,975	50,424
ソフトウェア	32,281	38,457
ソフトウェア仮勘定	—	250
電話加入権	11,511	11,511
その他	183	204
投資その他の資産	13,917,973	14,036,677
投資有価証券	2,544,277	2,785,365
関係会社株式	10,580,021	10,307,452
長期前払費用	5,873	8,896
繰延税金資産	6,200	—
生命保険積立金	457,807	607,625
差入保証金	322,160	322,607
その他	1,633	5,830
貸倒引当金	—	△1,100
<b>資産合計</b>	<b>22,483,020</b>	<b>20,903,877</b>

科 目	金 額	
	第85期 (2022年5月31日現在)	(ご参考) 第84期 (2021年5月31日現在)
<b>負債の部</b>		
流動負債	363,080	306,482
1年内返済予定の長期借入金	100,000	100,000
リース債務	1,779	2,669
未払金	445	11,524
未払費用	100,246	94,086
未払法人税等	51,270	41,082
未払消費税等	23,397	—
契約負債	40,278	—
前受金	—	4,067
預り金	5,360	5,732
役員賞与引当金	31,950	33,000
その他	8,353	14,321
固定負債	252,221	423,149
長期借入金	100,000	200,000
リース債務	—	1,779
繰延税金負債	—	36,741
退職給付引当金	73,981	103,521
役員退職慰労引当金	78,240	81,106
<b>負債合計</b>	<b>615,302</b>	<b>729,631</b>
<b>純資産の部</b>		
株主資本	21,237,910	19,436,289
資本金	2,278,271	2,278,271
資本剰余金	4,393,603	4,360,451
資本準備金	2,227,268	2,227,268
その他資本剰余金	2,166,335	2,133,182
利益剰余金	14,572,480	12,836,780
利益準備金	174,905	174,905
その他利益剰余金	14,397,574	12,661,875
別途積立金	8,600,000	8,600,000
繰越利益剰余金	5,797,574	4,061,875
自己株式	△6,445	△39,214
評価・換算差額等	629,807	737,956
その他有価証券評価差額金	629,807	737,956
<b>純資産合計</b>	<b>21,867,718</b>	<b>20,174,246</b>
<b>負債純資産合計</b>	<b>22,483,020</b>	<b>20,903,877</b>

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。



## 損益計算書

単位：千円

科 目	金 額			
	第85期 (2021年6月1日から2022年5月31日まで)		(ご参考) 第84期 (2020年6月1日から2021年5月31日まで)	
営業収益				
業務受託収入	1,179,900		1,177,905	
経営指導料収入	14,100		—	
不動産賃貸収入	439,464		440,303	
関係会社受取配当金	2,037,481	3,670,946	535,000	2,153,209
販売費及び一般管理費		976,398		987,656
営業利益		2,694,547		1,165,553
営業外収益				
受取利息	52		56	
受取配当金	48,398		42,469	
不動産賃貸料	54		54	
受取手数料	1,314		1,421	
保険返戻金	3,120		—	
投資事業組合運用益	23,669		16,832	
その他	5,559	82,168	5,391	66,226
営業外費用				
支払利息	2,034		8,193	
株式交付費	—		6,618	
その他	464	2,499	—	14,811
經常利益		2,774,217		1,216,968
特別利益				
投資有価証券売却益	11,881		135,301	
施設利用会員権売却益	1,652	13,533	—	135,301
特別損失				
固定資産除却損	399		274	
投資有価証券売却損	—		332	
投資有価証券評価損	59,915		110	
関係会社株式評価損	—	60,314	74,767	75,485
税引前当期純利益		2,727,437		1,276,783
法人税、住民税及び事業税	252,636		278,940	
法人税等調整額	3,940	256,577	6,224	285,165
当期純利益		2,470,859		991,618

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 監査報告書

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

### 独立監査人の監査報告書

2022年7月8日

株式会社TAKARA & COMPANY

取締役会御中

和泉監査法人

東京都新宿区

代表社員 公認会計士 飯田 博士 ㊞  
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 山下 聡 ㊞

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社TAKARA & COMPANYの2021年6月1日から2022年5月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社TAKARA & COMPANY及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 会計監査人の監査報告書

### 独立監査人の監査報告書

2022年7月8日

株式会社TAKARA & COMPANY

取締役会御中

和泉監査法人

東京都新宿区

代表社員 公認会計士 飯田 博士 ㊞  
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 山下 聡 ㊞

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社TAKARA & COMPANYの2021年6月1日から2022年5月31日までの第85期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が

必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告書

### 監査報告書

当監査役会は、2021年6月1日から2022年5月31日までの第85期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、執行役員、内部監査部門であるCSR部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会、執行役員会その他重要な会議に出席し、取締役、執行役員及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、常勤監査役が子会社の監査役を兼務しており、子会社の取締役会に出席するほか子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役、執行役員及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役、執行役員等及び和泉監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

③事業報告に記載されている「会社の支配に関する基本方針」（会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組み）については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について四半期ごとに報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において有効である旨の報告を取締役、執行役員等及び和泉監査法人から受けております。

- ④事業報告に記載されている「会社の支配に関する基本方針」については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員らの地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 和泉監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 和泉監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年7月12日

株式会社TAKARA & COMPANY 監査役会

常勤監査役 田村 義 則 ㊟

監 査 役 松 尾 信 吉 ㊟

監 査 役 高 野 大 滋 郎 ㊟

(注) 監査役 松尾信吉及び監査役 高野大滋郎は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

# 新型コロナウイルス感染拡大防止に関するお知らせ

本株主総会につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止を最優先とした株主総会の開催といたしたいと存じます。

株主の皆様にご来場いただかなくとも事前に情報をお届けできるよう、第85期の事業報告、連結業績の概要等をあらかじめ映像化し、当社「ネットで招集」にて配信しております。株主の皆様におかれましては、これらの資料をご高覧のうえ、インターネットまたは郵送による議決権行使をいただき、株主総会当日のご来場をお控えいただきますようお願い申し上げます。

さらに、本総会当日につきましては、感染リスク低減のため、議事時間の短縮、座席間隔の拡大、検温やマスクの着用、アルコール消毒などを実施する予定です。座席数も100席程度となる見込みであり、ご来場いただきましても、ご入場いただけない可能性がありますことを、あらかじめご了承ください。

本総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容等により、上記対応を変更する場合があります。変更が生じた場合は、当社ウェブサイトにてお知らせいたしますので、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

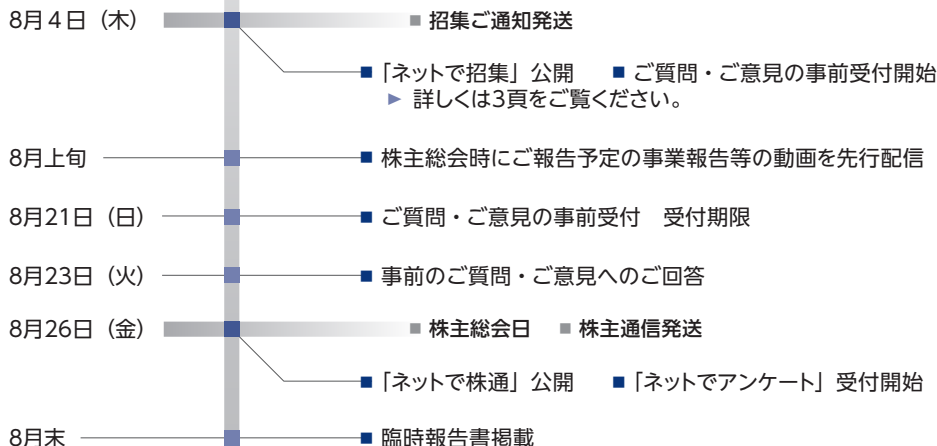
## 「ネットで招集」の更新予定

以下は予定となります。変更する可能性がありますことをあらかじめご了承ください。



「ネットで招集」はこちらから

<https://s.srdb.jp/7921/>



株式会社TAKARA & COMPANY

<https://www.takara-company.co.jp/>



公式Twitter

<https://twitter.com/TakaraCompany>

